

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	主要国における郵政事業の現況—郵便局ネットワークと国からの支援に着目して—
他言語論題 Title in other language	State of Affairs of Postal Services in Foreign Countries, Focusing on Network of Post Offices and State Aid
著者 / 所属 Author(s)	砂田 篤子 (SUNADA Atsuko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 国土交通課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	879
刊行日 Issue Date	2024-3-20
ページ Pages	59-88
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	郵便局の整理や活用など郵便局ネットワークの在り方や、政府からの支援を中心に、わが国及び先進主要国（米国、英国、フランス、ドイツ及びイタリア）の郵政事業体と事業の現状を整理した。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

主要国における郵政事業の現況

—郵便局ネットワークと国からの支援に着目して—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
国土交通課 砂田 篤子

目 次

はじめに

I わが国及び主要国の郵政事業の現況

- 1 日本
- 2 米国
- 3 EU
- 4 英国
- 5 フランス
- 6 ドイツ
- 7 イタリア

II 国際比較に見る郵政事業の主要論点

- 1 郵便局ネットワークの在り方
- 2 国からの支援

おわりに

別表 主要国の郵政事業体の現況

キーワード：郵政、郵便、郵便局、郵便局ネットワーク、ユニバーサルサービス、郵政事業への補助金、税制優遇

要 旨

- ① 本稿では、郵便局の整理や活用など郵便局ネットワークの在り方や、国からの支援を中心に、わが国及び先進主要国（米国、英国、フランス、ドイツ及びイタリア）の郵政事業体と事業の現状を整理する。EUについてもユニバーサルサービスや国家補助に係る規定を紹介する。
- ② わが国の郵政事業は、ゆうちょ銀行とかんぽ生命が日本郵政グループ全体を支える構造となっている。郵便局は民営化後も約2万4000局が維持されており、地方自治体の事務を請け負うなど、地方の拠点として活用されている。国から直接の補助金は受けていない。
- ③ 米国の郵便事業は国营である。2007年から2021年まで15年連続赤字であったが、2022年郵便サービス改革法の成立で、赤字の原因であった退職者医療給付基金積立が廃止されるなどして、2022年の収益は黒字となった。国から直接の補助金は受けていない。
- ④ 英国の郵便局事業を担うポストオフィス社は、郵便ネットワークの維持や改革のための補助金を受けてきた。委託局は再編され、営業日・時間が増加した。
- ⑤ フランスは、郵便のユニバーサルサービス提供など4つの公共サービスについて、郵政事業を担うラ・ポストに補助金を与える仕組みがある。郵便局では、地域の行政サービスを担ったり、高齢者の見守りサービスなどを行ったりしている。
- ⑥ ドイツでは、DHLグループが国際物流会社として順調に経営しており、補助金は受けていない。郵便局はほぼ全て委託化され、「ドイツには既に郵便局は存在しない」とも言われる。
- ⑦ イタリアは、ポステ・イタリアーネがユニバーサルサービス義務遂行のための補助金を受けている。また、過疎地の郵便局における行政サービス利用のための国の計画が進められている。
- ⑧ 欧州では国家補助の枠内で国が郵政事業体に補助を行う例があるが、補助を与えることには効率化へのインセンティブを減らす可能性などが指摘されている。郵便局ネットワークについては、程度の違いこそあれ、各国とも直営局の削減、委託の活用など、効率化に取り組んでいる。また、郵便局ネットワークの効率化と郵便局の地域の拠点としての活用を同時に進めている国もある。

はじめに

1980年代から先進国の中で郵政改革を行う国が出現し始め、かつて国営事業であった郵政事業⁽¹⁾は欧州を中心に民営化が進められた。こうした中、郵政事業の根幹を成す郵便事業⁽²⁾において、電子メールの普及による長期的な郵便物数の減少⁽³⁾などは、世界各国の郵政事業体の共通する課題となっている。厳しい経営環境の下で、各国の郵政事業体の中には、直営局⁽⁴⁾を減らすなど郵便局ネットワークの整理を行ったり、政府から支援を受けたりしている場合もある。

わが国では、2007（平成19）年10月に郵政民営化が実施された。以後、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」）の金融2社が日本郵政グループを支える構造の下、政府からの直接的な補助はなくても、約2万4000局の郵便局ネットワークが維持されてきた。2023（令和5）年5月には、同グループの持株会社である日本郵政株式会社（以下「日本郵政」）の増田寛也社長が郵便局ネットワークについて、「2040年ごろをめどに「整理が必要になる」と述べた。」と報じられるなど⁽⁵⁾、将来的な郵便局ネットワークの在り方が問われている。

本稿では、郵便局ネットワークの在り方と国からの支援を中心に、わが国及び先進主要国（米国、英国、フランス、ドイツ及びイタリア）の郵政事業体と事業の現状を整理する。

I わが国及び主要国の郵政事業の現況

1 日本

(1) 事業形態及び経営状況

日本郵政グループは、日本郵政の下に、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」）、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の3社がぶら下がる形となっている。

株式の保有及び処分について概観すると、政府が保有する日本郵政の株式は、できる限り早期に減ずるものとされていると同時に、常時3分の1を超えることとされている⁽⁶⁾。日本郵政は日本郵便の株式を100%保有していなければならない⁽⁷⁾。日本郵政が保有するゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式は、全部を処分することを目指し、できる限り早期に処分するものとされ

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024（令和6）年1月20日である。

(1) 本稿では郵便・小包の集配及び窓口事業のほか金融などの事業を含むものとする。

(2) 本稿では郵便・小包の集配及び窓口事業とする。

(3) UPU（Universal Postal Union. 万国郵便連合）の統計によると、投函された国内郵便物数は、2001年は約4343億通、2011年は約3566億通、2021年は約2569億通と、減少し続けている（“Postal Statistics.” UPU website <<https://www.upu.int/en/Universal-Postal-Union/Activities/Research-Publications/Postal-Statistics>>）。

(4) 一般に、郵便局を運営する事業体が局舎を保有し、従業員を雇用している郵便局をいう。直営局のほかに、郵便サービスなどを個人や法人に委託する委託郵便局もある。

(5) 「郵便局網「整理が必要」」『日本経済新聞』2023.5.12. 日本経済新聞のインタビュー。なお、2023（令和5）年6月の日本郵政グループの株主総会において、日本郵政は、特に地域の拠点となる郵便局については経済合理性だけでなくその是非を判断するのではなく、存在意義を高めることが大切であり、時間をかけて丁寧な議論を行いたいと考えている旨を表明している（「株主さまからいただいたご質問」p.[2]. 日本郵政ウェブサイト <https://www.japanpost.jp/ir/stock/meetings/pdf/2023_09.pdf>）。

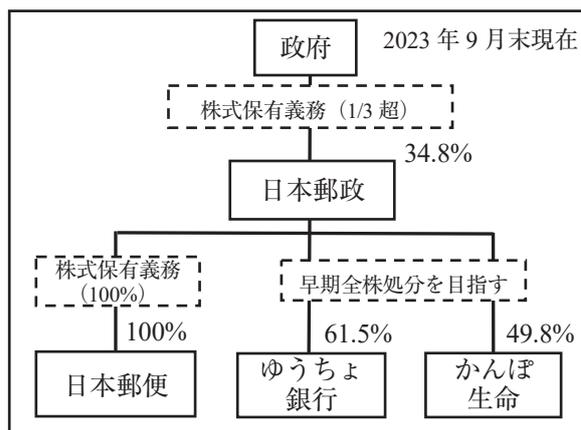
(6) 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第7条第1項

(7) 日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）第6条

ている⁽⁸⁾。また、政府が保有する日本郵政の株式の売却益は、東日本大震災の復興財源に充てられることとなっている⁽⁹⁾。2023（令和5）年9月末現在の日本郵政グループの構成及び株式保有割合については図1を参照されたい。

経営状態を見ると、日本郵政グループとしては2015（平成27）年に買収したオーストラリアの国際物流会社トール・ホールディングス社の業績悪化に係る損失計上で約289億円の赤字⁽¹⁰⁾となった2016（平成28）年度以外、約4000億～5000億円程度の黒字が続いている⁽¹¹⁾。長期的に見るとグループ全体としては、2008（平成20）年度には約20兆円あった経常収益が2022（令和4）年度には約11兆1400億円と大きく減少した⁽¹²⁾ものの、純利益は一定の水準を保っている（表）。

図1 日本郵政グループの構成と出資関係



（出典）日本郵政株式会社「四半期報告書」などを基に筆者作成。株式保有率の分母は自己株式を除く。

表 日本郵政グループの経常収益及び純利益の変化

経常収益		当期純利益	
2008年度 （平成20年度）	2022年度 （令和4年度）	2008年度 （平成20年度）	2022年度 （令和4年度）
約19兆9617億円	約11兆1385億円	約4227億円	約4310億円

（出典）各年の『日本郵政グループ 統合報告書（ディスクロージャー誌）』を基に筆者作成。

日本郵便は、郵便物が減少する中⁽¹³⁾、ゆうちょ銀行とかんぽ生命（以下「金融2社」）からの委託手数料⁽¹⁴⁾によって下支えされている。日本郵便の2022（令和4）年度の営業収益（約3兆4520億円：連結ベース）に占める金融2社からの委託手数料・交付金⁽¹⁵⁾の割合は約21.9%（約7560億円）であり、当期純利益（約620億円）を考慮すると貴重な収入源となっている。金

(8) 郵政民営化法第7条第2項

(9) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第5条の2、第72条第3項第4号及び第5号、附則第14条。ただし、2027（令和9）年度までに生じた収入に限られる（第72条第3項）。

(10) 日本郵政グループ「2017年（平成29年）3月期 決算の概要」2017.5.15, pp.1, 5. <<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06651/5db1fd36/af02/4e4d/ad5d/3676e1052cc8/140120170512471400.pdf>> 減損損失合計額は約4003億円に上り、買収額が「高値づかみ」であったこと、買収に当たってのガバナンス体制などが問題点として指摘された（「郵政 甘い海外戦略」『毎日新聞』2017.4.26ほか）。

(11) 日本郵政の各年のIR資料を参照した。

(12) 原因の1つとして、かんぽ生命の保有保険契約数減少（民営化時：約5518万件、2022（令和4）年度：約2098万件）に伴うかんぽ生命の経常収益の減少（2008（平成20）年度：約15兆5300億円、2022（令和4）年度：約6兆3800億円）が挙げられる。

(13) 郵便物等総物数は民営化が行われた2007（平成19）年度の約245億5225万通から2022（令和4）年度は約185億3832万通にまで減少している（日本郵便「2022年度郵便物・荷物の引受物数」2023.5.9. <https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2023/00_honsha/0509_02_01.pdf> ほか）。

(14) 郵便局で行う貯金・保険のサービスについて、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は日本郵便に対して銀行窓口業務及び保険窓口業務を委託しており、その際にゆうちょ銀行及びかんぽ生命が日本郵便に対して支払う手数料。ゆうちょ銀行は安定的な代理店契約、かんぽ生命は安定的な保険募集人契約を結ぶことが免許を与える条件となっており（郵政民営化法第98条第2項、第130条第2項）、金融2社はそれぞれ日本郵便と業務委託契約を締結している。

(15) (4)で後述する郵便ネットワーク維持交付金を含む。

融2社の株式売却が進むと、株主の意見が強くなり、手数料の見直しが迫られる可能性があるとの指摘がある⁽¹⁶⁾。

ゆうちょ銀行は新規事業に進出しにくい状況のため⁽¹⁷⁾、一般的な商業銀行が行っているような法人への融資を行うことができず、運用で稼ぐビジネスモデルとなっている⁽¹⁸⁾。超低金利政策の長期化により、経営を取り巻く環境は厳しいが、国債を減らして外国証券等を増やす運用を行い⁽¹⁹⁾、日本郵政グループの中で最も多くの純利益を出している（2022（令和4）年度で約3250億円）。

かんぽ生命は保有保険契約数が減少するのに伴い、保険料収入が大きく減少している⁽²⁰⁾。本来の事業収入とも言える保険料収入の減少を責任準備金の戻入れ⁽²¹⁾によって補填するという収益構造となっている⁽²²⁾。

2023（令和5）年3月期の日本郵政グループの連結経常利益約6570億円に対する金融2社の経常利益の合計額の割合は約87%であり、経営の自由度の低さや超低金利の長期化により、金融2社で郵便事業や郵便局を支える構造に懸念を示す意見もある⁽²³⁾。

(2) 郵便局ネットワーク

2023（令和5）年10月末時点で営業中の郵便局数は2万3604局あり、うち2万62局が直営局、3,542局が簡易郵便局である⁽²⁴⁾。簡易郵便局とは、日本郵便と契約し、委託手数料を収益としながら、受託者として郵便局の窓口業務のうち基本的な業務（郵便、貯金、為替、振替、保険⁽²⁵⁾）を行うものである⁽²⁶⁾。民営化時に営業中であった郵便局数2万4116局⁽²⁷⁾と比べて、

(16) 藤井秀樹監修、京都大学経済学部藤井ゼミナール2020年度日本郵政分析チーム「中期経営計画の検証と日本郵政グループの今後」『日本郵政の経営分析』[2021年]10号, 2021.3.12, p.41. <http://www.teishin.or.jp/pdf/research_202103_1.pdf>

(17) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、日本郵政がその株式の2分の1以上を保有している間、新規業務を行う際は、政府の認可が必要となる。日本郵政が保有する株式の2分の1以上を処分すれば、事前届出制となる（郵政民営化法第110条第1項、第110条の2第1項、第138条第1項及び第138条の2第1項）。2023（令和5）年10月現在、ゆうちょ銀行は日本郵政による株式保有割合が50%以上のため、新規事業に認可が必要である。なお、かんぽ生命は、2021（令和3）年6月に日本郵政による株式保有割合が50%を下回ったことから届出制となった。

(18) ゆうちょ銀行、かんぽ生命の新規業務に対しては、民業圧迫のおそれがあるとして民間金融機関の反対が根強いことも、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が新規事業に進出しにくい一因となっている。例えば、2020（令和2）年12月にゆうちょ銀行が認可申請した住宅ローン事業について、全国銀行協会は、「ゆうちょ銀行が民間金融機関との間での公正な競争条件が確保されていない状況のまま参入することは、結果的に民業圧迫に繋がるおそれがある」としている（全国銀行協会「ゆうちょ銀行の新規業務等にかかる認可申請について」2020.12.23. <<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n122301/>>）。

(19) ゆうちょ銀行の運用資産における国債の割合は、2008（平成20）年度の約80.2%から2022（令和4）年度の約16.8%へと低下した。外国証券等の割合は2022（令和4）年度で約34.6%に上っている。

(20) 2008（平成20）年度末には約7兆8800億円あった保険料等収入は、2022（令和4）年度には約2兆2000億円に減少した。

(21) 責任準備金とは、保険会社が現存する保険契約の契約上の責任を果たすために必要な金額として積み立てるべき準備金をいう（吉原省三ほか編『金融実務大辞典』金融財政事情研究会, 2000, p.977.）。保険契約数が減少し、必要な責任準備金の額が前年より少なければ、経常収益の責任準備金戻入額に計上される。

(22) 藤井監修、京都大学経済学部藤井ゼミナール2020年度日本郵政分析チーム 前掲注(16), pp.15, 27. なお、2022（令和4）年度の経常収益中に占める責任準備金戻入額は3兆余円である。

(23) 「かんぽ不正営業 なぜ横行 半官半民 自由度縛られ 元日本郵政公社初代総裁 生田正治さん」『朝日新聞』2019.11.5; 「日本郵政 止まらぬ不祥事 政治介入で続く迷走」『毎日新聞』2021.6.19.（立原繁・東海大学教授のコメント）

(24) 「郵便局局数表 2023年10月31日時点」日本郵便ウェブサイト <<https://www.post.japanpost.jp/newsrelease/storeinformation/data/202310.xlsx>>

(25) 保険の募集及び紹介は、かんぽ生命保険の委託により行う。

(26) 「簡易郵便局」を受託しませんか」日本郵便ウェブサイト <<https://www.post.japanpost.jp/owner/challenge/index.html>>

(27) 「郵便局局数表 平成19年10月31日時点」日本郵便ウェブサイト <https://www.post.japanpost.jp/newsrelease/storeinformation/pdf/02_01.pdf>

郵便局数はかなりの程度維持されている。民営化時からの減少率は約 2.1% であり、直営局の減少率は約 0.9%、簡易郵便局の減少率は約 8.8% である。

「郵政民営化法」(平成 17 年法律第 97 号)は、日本郵政及び日本郵便に対し、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務(以下「簡易な貯蓄等」)並びに簡易に利用できる生命保険の役務(以下「簡易な保険」)が、利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に、あまねく全国において公平に利用できることが確保されるように郵便局ネットワークを維持するものとしている(第 7 条の 2 第 1 項)。

なお、2005(平成 17)年の「郵政民営化法」成立時に審査した参議院郵政民営化に関する特別委員会における附帯決議においても、特段の配慮をすべき事項として、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されることが挙げられている⁽²⁸⁾。

また、総務省が政策評価を行う「主要な政策」のうちの 1 つに「郵政行政の推進」がある。当該政策において、「目標(値)」として、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約 24,000 局)」が掲げられている⁽²⁹⁾。

(3) ユニバーサルサービス

前項で述べたとおり、「郵政民営化法」において、日本郵政及び日本郵便に対し、郵便、簡易な貯蓄等及び簡易な保険について、郵便局で一体的に、あまねく全国において公平に利用できることが求められており(第 7 条の 2 第 1 項)、ユニバーサルサービスと呼ばれる⁽³⁰⁾。金融についてユニバーサルサービス義務が課されているのは本稿で扱った 6 か国(日本、米国、英国、フランス、ドイツ及びイタリア)の中ではわが国のみである。

郵便の配達頻度について、かつては週 6 日の配達義務付けられていたが、日本郵便の要望⁽³¹⁾を契機とした 2020(令和 2)年の「郵便法」(昭和 22 年法律第 165 号)の改正(2021(令和 3)年 10 月施行)により⁽³²⁾、週 5 日に緩和された(土曜配達の休止)。

(4) 国からの支援

日本郵政グループは郵政事業のユニバーサルサービスを維持するために直接的な補助金などは受けていないが、負担軽減などのため、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 41 号)が議員立法で制定された。同法は、郵便局ネットワークの維持を支援するための金融 2 社の支出による交付金及び拠出金の制度を創設しようとするものであり⁽³³⁾、事実上、金融 2 社が日本郵便に支払う委託手数料に係る消費税分の負担を軽減することが狙いの 1 つであるとされている⁽³⁴⁾。

⁽²⁸⁾ 第 163 回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第 4 号 平成 17 年 10 月 14 日 pp.27-28.

⁽²⁹⁾ 「主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和 4 年度実施政策)」p.2. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000832982.pdf>

⁽³⁰⁾ 金融サービス(簡易な貯蓄等、簡易な保険)は 2012(平成 24)年の「郵政民営化法」改正によりユニバーサルサービスとなった。

⁽³¹⁾ 日本郵便は、土曜休配により配達担当者を他の曜日や荷物等への対応に再配置することが必要であるとした(日本郵便「郵便事業の課題について」(情報通信審議会郵政政策部会郵便局活性化委員会(第 12 回)資料 3) 2018.11.16, pp.12-15. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000585318.pdf>).

⁽³²⁾ 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 70 号)

⁽³³⁾ 第 196 回国会衆議院総務委員会会議録第 12 号 平成 30 年 5 月 22 日 p.1. 坂本哲志衆議院議員による起草案の趣旨説明。

⁽³⁴⁾ 「郵便局維持へ新制度」『読売新聞』2017.12.7.

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構⁽³⁵⁾(以下「機構」)は、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち基礎的な費用を交付金として算定し(「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」第18条の2第2項及び第3項)、金融2社から郵便局ネットワーク利用の度合いに応じて按分した拠出金を徴収する(第18条の3第1項及び第2項)。徴収した拠出金は、機構が日本郵便に交付金として交付する(第18条の2第1項)。金融2社は、機構に拠出金を納付する義務を負う(第18条の3第5項)⁽³⁶⁾。

事実上、金融2社が日本郵便に支払う委託手数料の一部を拠出金に回す形になるとの報道がある⁽³⁷⁾。拠出金や交付金は対価として支払われるものではないため消費税がかからない⁽³⁸⁾。これまではグループ内取引である委託手数料に消費税が課せられてきたため、支払う総額が同じであれば実質的に消費税分の負担が軽減されることになる。

制度初年度である2019(令和元)年度の交付金額は約2952億円であった⁽³⁹⁾。同年度の金融2社からの委託手数料は6184億円⁽⁴⁰⁾であり、金融2社から日本郵便に支払われる交付金と委託手数料の総額の32.3%を交付金が占めることになる⁽⁴¹⁾。消費税相当額は約236億円(当時の消費税8%)であったが、実際に減免される額は金融2社の課税売上割合によって変動するため、実際の減免額は約200億円程度とみられている⁽⁴²⁾。

なお、同法は、金融2社に拠出金の負担を義務付けることで、将来にわたって郵便局ネットワーク維持のための費用を安定的に確保する狙いがあるとされている⁽⁴³⁾。野田聖子総務大臣(当時)は、「今回の法案については、金融二社の株式処分の状況にかかわらず、郵便局ネットワーク維持に要する基礎的な費用を制度的に担保しようとするものであ」と答弁している⁽⁴⁴⁾。

(5) 郵便局を拠点とした新しいサービス及び取組など

郵便局は、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)により、①戸籍の謄本、抄本等(第2条第1号)、②地方税の納税証明書(同条第2号)、③住民票の写し等(同条第3号)、④戸籍の附票の写し等(同条第4号)、⑤印鑑登録証明書(同条第10号)、⑥マイナンバーカードに組み込まれた電子証明書の発行等に係る事務(同条第6号及び第7号)、⑦転出届、転出証明書(同条第5号)、⑧印鑑登録の廃止申請(同条第11号)、⑨マイナンバー交付申請の受付事務等(同条第8号及び第9号)の取扱いが可能になっている。上記のうち⑥⑦⑧は2021(令和3)年の法改正⁽⁴⁵⁾、⑨は2023(令和5)

(35) 法律改正により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から改められた。

(36) 法律本文のほか、「法令解説 郵便局ネットワーク維持のための交付金・拠出金制度の創設—独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)平30.6.8公布平30.8.20施行(一部を除く)—」『時の法令』2068号、2019.2.28, pp.36-40の記述も参考にした。

(37) 「郵便局維持へ新制度」前掲注34

(38) 同上;「交付金法案を了承」『通信文化新報』2018.5.14.

(39) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構「申請概要」2019.2.19[申請年月日]. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000601973.pdf>

(40) 日本郵政グループ「2020年3月期 決算の概要」2020.5.15, p.3. <<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06651/0e389872/519b/46af/a514/020e286b4edc/140120200515416083.pdf>>

(41) 2018(平成30)年度は金融2社から委託手数料9587億円が日本郵便に支払われていた(同上)。

(42) 「初年度は2952億円 郵便局ネット維持の交付金」『通信文化新報』2019.3.4.

(43) 「郵便網維持費 法案を提出」『朝日新聞』2018.5.23.

(44) 第196回国国会衆議院総務委員会議録第12号 前掲注33), p.3.

(45) ⑥は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)、⑦⑧は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第44号)による改正。

年の法改正⁽⁴⁶⁾により追加されたものであり、近年、郵便局が取り扱うことができる地方自治体の事務の範囲が広がっている。

次に、日本郵便は、地域の活性化に取り組むことを目的として、全国各地で継続的に地域の課題解決に向けた活動を行うことができるよう、包括連携協定⁽⁴⁷⁾を始めとした地方自治体との各種協定の締結を推進している。2023（令和5）年9月末現在、日本郵便は47都道府県と何らかの協定を締結しており、うち少なくとも37都府県とは包括連携に関する協定を締結している⁽⁴⁸⁾。また、同社は1,741ある市区町村のうち1,444の市区町村と包括連携協定を締結し、1,735の市区町村と地域における協力に関する協定⁽⁴⁹⁾を締結している⁽⁵⁰⁾。

このほか、郵便局員が高齢者などの利用者を直接訪問し、離れて暮らす家族に報告する「みまもり訪問サービス」を有料で提供している⁽⁵¹⁾。

一方で、上記のような日本郵便が目を向ける行政関連や高齢者向けの事業について、立原繁・東海大学教授は「社会的な意義は大きいが収益への寄与は小粒だ」と指摘している⁽⁵²⁾。

2 米国

(1) 事業形態及び経営状況

米国の郵便事業を担う郵便事業庁（United States Postal Service: USPS）は1971年に成立した連邦政府の独立機関である。取り扱うのは郵便・小包サービスであり、郵便為替⁽⁵³⁾などを除き、預貯金などの金融サービスは現在は行っていない⁽⁵⁴⁾。経営状態は悪く、2007会計年度⁽⁵⁵⁾から2021会計年度まで15年連続赤字であり、15年間の合計損失額は約921億ドル（約12兆6200億円）⁽⁵⁶⁾に上る⁽⁵⁷⁾。USPSの経営状態の悪化は、①郵便物数の減少、②非郵便事業への参入が制限されていること、③不採算施設の閉鎖が容易にできないこと、④退職者医療給付基金の積

(46) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）

(47) 地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組み（青島耕平「『包括連携協定』を題材に、公民連携を考える」2015.8.25. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=27207>>）。

(48) 「地域別の連携状況一覧」日本郵便ウェブサイト <<https://www.post.japanpost.jp/about/csr/society/pre/>> 名称に「包括連携協定」又は「包括」及び「連携」の語を含むものを計上した。

(49) 地域見守り活動（高齢者等の見守り活動）、道路損傷の情報提供、不法投棄の情報提供（同上）。

(50) 同上

(51) 月1回の訪問で税込み2,500円（「郵便局のみまもりサービス」日本郵便ウェブサイト <<https://www.post.japanpost.jp/life/mimamori/index.html>>）。直接「高齢者を見守る」との記述はないが、イラストでは見守りの対象は高齢者とみられる。

(52) 「巨艦郵政険しい道（上）成長戦略2.4万局ありき」『日本経済新聞』2021.1.14.

(53) 国内小為替や外国為替サービスなどを実施している。国内小為替とは、郵便局や銀行などで作ることができる先払いの小切手であり、口座を必要としない送金小切手である（ゆうちょ財団「XI. アメリカ合衆国」『個人金融に関する外国調査』2023.11.13, p.10. <<https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/America-1.pdf>>）。

(54) 1911年から1966年まで郵便貯蓄制度があった。預金者数はピーク時の1947年においても人口の約2.8%にすぎず、銀行の金利上昇や利便性の低さから預金量は減少し、廃止された（中里孝「米国の郵政改革」『レファレンス』749号, 2013.6, pp.28-30. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/8223643/>>）。

(55) 米国の会計年度は10月1日から翌年の9月30日までである。

(56) 為替の換算は、報告省令レートに基づく。年月が明確なものは当時の年月のレートに基づく。会計年度の決算などの数値は各国の会計年度の最終月のレートに基づく。複数年度にまたがる金額については、中間に当たる年月のレートに基づく。執筆時（2023年9月）より未来に当たる場合は、執筆時に閲覧できた最新月（2023年10月）のレートに基づく。

(57) USPS, “Fiscal Year 2021 Annual Report to Congress.” <<https://about.usps.com/what/financials/annual-reports/fy2021.pdf>> など、2007～2021会計年度の年報掲載の“Financial History Summary”の純損失（net loss）を合計した。

立義務の負担⁽⁵⁸⁾などによるものとされている⁽⁵⁹⁾。

郵便事業の行き詰まりを改善するため、郵政改革に関する法案が繰り返し提出され、2022年3月に「2022年郵便サービス改革法」(Postal Service Reform Act of 2022: PSRA)⁽⁶⁰⁾が議会で可決され、同年4月に大統領により署名された。

PSRAは、2006年の「郵便改革法」(Postal Accountability and Enhancement Act: PAEA)⁽⁶¹⁾以来の郵政に関する抜本的な法改正であり、①USPSの退職者のメディケア⁽⁶²⁾への移行(第101条)と、退職者医療給付基金の積立義務の廃止(第102条)、②州政府や地方自治体などと契約する形での非郵便サービス実施の許可(第103条)、③週6日配達義務付け(第202条)などを主な内容としている。同法の①の措置により、今後10年間で約500億ドル(約5兆7500億円)のコスト削減を図ることが目標として掲げられた⁽⁶³⁾。

また、PSRAの施行により過去の退職者医療給付債務が取消しとなり、2022会計年度は約570億ドル(約7兆8000億円)の一時的な収入があり、約560億ドル(約7兆6700億円)の黒字となった⁽⁶⁴⁾。

(2) 郵便局ネットワーク

2023年9月30日時点で、郵便局は合計3万3493局あり、うち直営局(Post Offices)が2万6261局、支局・支店・運送別館(Stations, branches, and carrier annexes)⁽⁶⁵⁾が4,857局、契約郵便局(Contract Postal Units)⁽⁶⁶⁾が1,651局、ヴィレッジ郵便局(Village Post Offices)⁽⁶⁷⁾が350局、

⁽⁵⁸⁾ 2006年の「郵便改革法」(Postal Accountability and Enhancement Act, P.L.109-435. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-109publ435/pdf/PLAW-109publ435.pdf>>)により、USPSは2007会計年度から2016会計年度までの10年間、毎年54億～58億ドル(約6000億～6500億円)を退職者医療給付基金に事前に積み立てることが義務付けられた(中里 前掲注54, p.36.)。また、2017会計年度からは、現従業員に帰属する将来の退職給付を賄うために支払を行うことと、退職者医療費に対する未積立債務の返済がUSPSに義務付けられた。2022会計年度第2四半期時点でUSPSの未払金は合計約597億ドル(約6兆8700億円)に上った(Michelle D. Christensen, “Funding of Postal Retiree Health Benefits in the Postal Service Reform Act of 2022 (P.L.117-108),” *CRS Insight*, IN11931, 2022.5.19, p.1. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IN/IN11931>>.)。

⁽⁵⁹⁾ 中里 同上, p.32.

⁽⁶⁰⁾ Postal Service Reform Act of 2022, P.L.117-108. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-117publ108/pdf/PLAW-117publ108.pdf>>

⁽⁶¹⁾ 前掲注58参照。

⁽⁶²⁾ 65才以上の高齢者と65才未満の障害者向けの米国の公的医療保険プログラム。

⁽⁶³⁾ ゆうちょう財団 前掲注53, pp.11-12; 宮野慶太「米議会で郵政公社改革法案が可決、今後10年で約500億ドルのコスト削減へ」『ビジネス短信(ジェトロ)』2022.3.14. <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/749899b36470366b.html>>

⁽⁶⁴⁾ USPS, “Fiscal Year 2022 Annual Report to Congress,” p.25. <<https://about.usps.com/what/financials/annual-reports/fy2022.pdf>>

⁽⁶⁵⁾ 支局及び支店は他の大きい郵便局の管理下にある郵便局の施設である。運送別館は運送作業場を収容する施設である。いずれもUSPSによって管理・運営されている(Michelle D. Christensen, “Reforming the U.S. Postal Service: Background and Issues for Congress,” *CRS Report*, R44603 (Version 6), 2022.2.10, p.24. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44603>>.)。

⁽⁶⁶⁾ スーパーや土産物店、薬局、大学内などにある郵便窓口。直営局で行っている基本的なサービスを提供する。運営は小売業者の従業員が行う(武井孝介ほか「通信研究会報告(2019年3月19日)「海外における郵便サービスの現状と離島の郵便マネジメントに関する報告」」2019.3.19, p.24. 通信研究会ウェブサイト <http://www.teishin.or.jp/pdf/research_201903_2.pdf>.)。

⁽⁶⁷⁾ 2011年に導入された。薬局や食料品店などによって運営される。営業時間が長く、週末もサービスを提供し、立地面でもより便利な商業店舗などに設けられるため、郵便商品やサービスが利用しやすくなる。商品やサービスは切手や定額料金の郵便物など一般的なものに限定される(中里 前掲注54, pp.34-35.)。

コミュニティ郵便局 (Community Post Offices)⁽⁶⁸⁾が374局ある⁽⁶⁹⁾。

2023年の郵便局の総数(3万3493局)は10年前(2013年)の3万5434局から約5.5%減少している。直営の施設(直営局と支局・支店・運送別館)の数はそれほど減っていないものの(2013年比約1.8%減少)、民間の施設(契約郵便局、ヴィレッジ郵便局及びコミュニティ郵便局の数)は10年前と比べて3,732局から2,375局へと約36%減少している。

「合衆国法典」(United States Code)第39編(郵便サービス)第101条第(b)項は、郵便局が自立できない地方、地域社会、小さな町に対して、最大限の効果的かつ標準的な郵便サービスを提供するようUSPSに求めている。また、同項は、USPSがいかなる小規模郵便局も、赤字であるということだけで閉鎖されてはならないことを定めており、連邦法はUSPSが郵便局を閉鎖する権限を制限している。

(3) ユニバーサルサービス

米国における郵便サービスについては「合衆国法典」第39編に細目が規定されているが、「ユニバーサルサービス」という用語は明示的には用いられていない。関連する規定として、「合衆国法典」第39編第101条第(a)項において、USPSは、全ての地域の利用者に迅速で信頼できる効率的なサービスを提供し、全ての地域社会に郵便サービスを提供する、とされている。USPSの提供するサービスが「合衆国法典」で定められている以上、それらはユニバーサルサービスに該当することを意味していると解釈できるとされている⁽⁷⁰⁾。

週6日配達には長い間、USPSの年次の歳出予算法によって義務付けられてきた⁽⁷¹⁾。しかし、(1)で述べたように、PSRA第202条により、連邦法において恒常的に週6日配達に義務付けられるようになった。

(4) 国からの支援

USPSは国からの直接的な財政支援を受けていないが、国からの借入れと債券発行が可能である。負債増加額は1年で合わせて30億ドル(約4200億円)まで、負債総額は150億ドル(約2兆1200億円)まで可能となっている⁽⁷²⁾。

米国会計検査院(Government Accountability Office: GAO)の報告書は、議会がUSPSがもはや財政的に自立することが期待できないと判断した場合などには、議会はUSPSに財政支援を行い得るとしている⁽⁷³⁾。

(5) 郵便局を拠点とした新しいサービス及び取組など

2006年の「郵便改革法」により、USPSの事業範囲は郵便サービスに限定された。しかし、

⁽⁶⁸⁾ 郵便局が廃止された小規模なコミュニティにおいて契約して郵便サービスを提供する (“Postal Terms A-G.” USPS website (Internet Archive によって保存されたページ) <https://web.archive.org/web/20090509023318/http://www.usps.com/cpim/ftp/pubs/pub32/pub32a_g.html>)。

⁽⁶⁹⁾ 郵便局数については、USPS, “Fiscal Year 2023 Annual Report to Congress,” p.33. <<https://about.usps.com/what/financials/annual-reports/fy2023.pdf>> を基にした。

⁽⁷⁰⁾ 丸山昭治「郵便ユニバーサルサービス確保に向けた課題—米国における郵便市場の経験—」『公益事業研究』65(2), 2013.11, p.23.

⁽⁷¹⁾ GAO, “U.S. Postal Service: Congressional Action Is Essential to Enable a Sustainable Business Model,” GAO-20-385, 2020.5.7, p.29. <<https://www.gao.gov/assets/gao-20-385.pdf>>

⁽⁷²⁾ 合衆国法典第39編第2005条第(a)項

⁽⁷³⁾ GAO, *op.cit.*(71), p.34.

近年では郵便サービス以外の領域に事業を広げようとする動きがある。

金融包摂⁽⁷⁴⁾の考えから、USPSに小口の預金の受入れや融資などを扱う権限を付与し、全米の郵便局を通じてそうしたサービスを提供しようというポスタル・バンキングの考え方が学者により提唱され、民主党の一部の政治家によって支持されているという⁽⁷⁵⁾。その具体的な取組として、USPSは2021年9月、4か所の郵便局⁽⁷⁶⁾において小切手を換金する⁽⁷⁷⁾パイロット・プログラムを試験的に開始したが、結果は振るわなかった⁽⁷⁸⁾。

また、(1)で述べたように、PSRAでは、州政府や地方自治体などと契約する形での非郵便サービス実施の提供が可能とされた。新たな収益源として、どのようなサービスが展開されるかが注目される。

3 EU

(1) ユニバーサルサービス

EUの郵便政策は、「EU郵便指令」(97/67/EC)⁽⁷⁹⁾を通じて実施されてきた。EU加盟国や旧加盟国である英国は、「EU郵便指令」を基に自国の郵便関連の国内法を整備している。ユニバーサルサービスについて、「EU郵便指令」においては、加盟国は、その領域内の全ての地点で、全ての利用者にとって手頃な価格で、指定された品質の郵便サービスを恒久的に提供することを含むユニバーサルサービスの権利を利用者が享受できることを確保するとしている(第3条第1項)。配達については、①週最低5日の集配(同条第3項)、②2kgまでの郵便物の配達(同条第4項)、③20kgまでの小包の配達(同条第5項)などが規定されている。

(2) 加盟国による金銭面の補助

(i) 国家補助

EUにおいては、国家補助(State aid)規制制度が「欧州連合の機能に関する条約」(Treaty on the Functioning of the European Union: TFEU)⁽⁸⁰⁾に定められている⁽⁸¹⁾。TFEU第107条第1項

(74) 金融包摂とは、個人や企業が、それぞれの必要性に適合する有用かつ安価な金融商品・サービス(取引、支払、貯蓄など)を、責任ある持続可能な方法で利用できるようになることを意味する(“Financial Inclusion.” World Bank website <<https://www.worldbank.org/en/topic/financialinclusion/overview>>)。

(75) メルサ・バラダラン(Mehrsa Baradaran)・カリフォルニア大学アーバイン校教授が提唱し、バーニー・サンダース(Bernie Sanders)上院議員、エリザベス・ウォーレン(Elizabeth Warren)上院議員などが支持しているという(高山浩二「金融機関のデジタル化とポスタル・バンキング—アメリカにおける金融包摂の動き—」『個人金融』17(1), 2022.春, p.75. <https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2022spring_research01.pdf>)。

(76) ワシントンDC、フォールズチャーチ(バージニア州)、ボルティモア(メリーランド州)、ブロンクス(ニューヨーク州)。

(77) 500ドル(約5万5000円)までの業務用小切手と給料支払い小切手のみを対象に、ギフト・カードを購入する形式。

(78) 同プログラムにおいて2021年9月13日から2022年1月12日までの間に現金化されたギフト・カードはわずか6枚であった(USPS, “Annual Compliance Review, 2021: Responses of the United States Postal Service to Questions 1-2 of Commission Information Request No. 1,” *Docket No. ACR2021*, 2022.1.14, p.7. Postal Regulatory Commission website <<https://www.prc.gov/docs/120/120699/CIR%20No.%201.Responses.pdf>>)。

(79) Directive 97/67/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 1997 on common rules for the development of the internal market of Community postal services and the improvement of quality of service, OJ L15, 1998.1.21, p.14. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A01997L0067-20080227>>

(80) Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union, OJ C 202, 2016.6.7, pp.47-199. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A12016ME%2FTXT>>

(81) 国家補助について、公正取引委員会競争政策研究センター「競争法の観点からみた国家補助規制—EU競争法の議論を参考に—」2012.7, pp.4-48. <https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index_files/cr-0112.pdf>; 真子和也「EUにおける航空分野の国家補助規制」『レファレンス』775号, 2015.8, pp.65-72. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9484229/1/1>>を参照した。

に国家補助の要件⁽⁸²⁾が定義されており、同条第2項、第3項などに規定される条件を満たせば認可される⁽⁸³⁾。各加盟国の国家補助については欧州委員会が審査を行う（第108条第1項）。

欧州の郵便分野の国家補助について、公正取引委員会競争政策研究センターの報告書は、「伝統的に郵便サービスと小規模の銀行サービスの提供が郵便事業体に義務付けられていたが、競争の導入等により郵便事業体の不採算部門が削減され、老人や貧困層といった社会的弱者が影響を受けた。郵便分野における国家補助の多くは、経済的に存続できない社会的機関のサポートをすることにより、上記のような市場の失敗を補償するために用いられる予定のものである。」としている⁽⁸⁴⁾。実際には、国家補助として認められるのは、一般的経済利益を有するサービス（Services of General Economic Interest: SGEI）⁽⁸⁵⁾の提供を行う事業者に対して条約規定を適用しない旨を定めた第106条第2項⁽⁸⁶⁾に基づいて決定される場合に集中している⁽⁸⁷⁾。

なお、英国は2020年1月31日にEUから離脱後、2022年4月に国の補助金に関する新たな法的枠組みを規定する「補助金管理法」⁽⁸⁸⁾を成立させた（2023年1月4日に施行）⁽⁸⁹⁾。

英国、フランス及びイタリアでは国家補助として、郵政事業体が国からの補助金を得ており、I 4以下で触れることとする。

(ii) EU 郵便指令

「EU 郵便指令」において、ユニバーサルサービスの義務がユニバーサルサービス提供者に不当な経済的負担を与えるとEU加盟国が判断した場合、①公的資金から事業を補償する仕組み、②事業者間、加えて事業者と利用者間でコストを共有する仕組みを導入すること、が認められている（第7条第3項）。②は市場に参入している事業者間によるコストの共有の仕組み（基金の設立）の例がある。

フランス及びイタリアでは、ユニバーサルサービスの義務に係るコストに対する支援の予算化や補助が行われている。

82 ①便益又は便宜の観点で補助されているものであること、②国家により、又は国家の資金（リソース）を使って供与されるものであること、③特定の事業者又は特定の商品の生産に便宜を図るものであること、④競争をゆがめるものであり、加盟国間通商に影響するものであること（公正取引委員会競争政策研究センター 同上、p.14.）。

83 第107条第2項には域内市場と両立し、禁止されないものを規定し、同条第3項には他の便益が反競争効果を上回る際に承認できる補助のカテゴリーを規定している。

84 公正取引委員会競争政策研究センター 前掲注(81), p.68.

85 SGEIとは、運輸、郵便、エネルギー、通信など、サービス提供が市民にとって特に重要で、公的な関与がなければそれらが提供されないサービスをいう（同上、p.2.）。

86 同上、pp.43-44.

87 同上、pp.68-69. 判例と欧州委員会の慣行は下記の5つの条件が満たされることを求めており、①～④の条件が重視される傾向にある。①一般的経済利益を有するサービスの存在、②一般的経済利益を有するサービス任務の委任、③過補償がないこと、④必要性と比例性（最低限の必要性）、⑤通商の発展に、共同体の利益関心に反する程度にまで影響を与えないこと（同、p.69.）。

88 Subsidy Control Act 2022 c.23. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/23/enacted>>

89 新補助金制度の基盤として7つの原則を設定し、政府や自治体はこれらの原則に照らし、補助金の便益や競争、貿易、投資をゆがめるリスクを自ら評価して給付を行う。リスクが大きいと判断する補助金にはより詳細な評価を求め、競争・市場庁（Competition and Markets Authority: CMA）内に新設する「補助金助言ユニット」の評価と助言を要請できる（宮崎拓「新政府補助金法案を議会に提出、機動的な産業支援を目指す」『ビジネス短信（ジェトロ）』2021.7.2. <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/dd50309210f88202.html>>）。

4 英国

(1) 事業形態及び経営状況

2012年4月に郵便関連会社の組織再編があり、政府が株式の100%を保有するロイヤルメール・ホールディングス（Royal Mail Holdings）の下に、ロイヤルメール・グループ・リミテッド（Royal Mail Group Limited）⁽⁹⁰⁾とポストオフィス社（Post Office Limited）が置かれた（図2参照）。配達業務を行うロイヤルメール・グループ・リミテッドは、宅配・物流市場において成長する潜在力があるため、民営化してグローバル化する物流市場で国際競争力を付けることが意図された⁽⁹¹⁾。

図2 英国郵政関連会社の構造（2012～2017年）

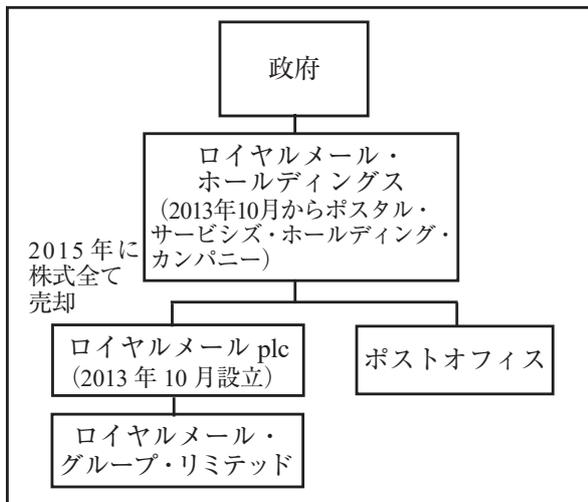
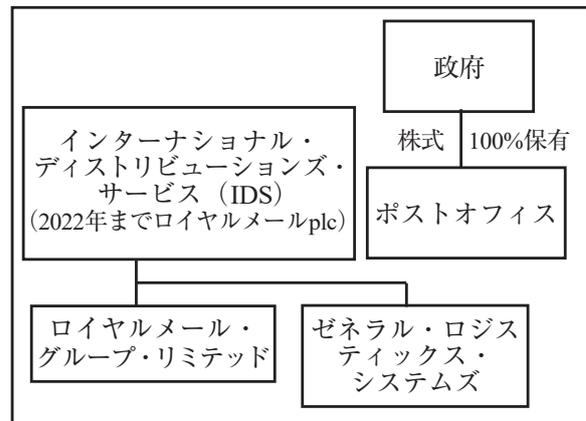


図3 英国郵政関連会社の構造（2017年～）



(注) 政府がポストオフィスの株式を直接保有するのは2017年6月からで、それ以前はロイヤルメール・ホールディングスを2013年10月に改称したポータル・サービス・ホールディング・カンパニーがポストオフィスの株式を保有していた。ポータル・サービス・ホールディング・カンパニーは2017年6月に自主精算された。
(出典) 廣重憲嗣「ロイヤルメールの株式売却」2014.4.4. マルチメディア振興センターウェブサイト <https://www.fmmc.or.jp/Portals/0/resources/ann/report_london_03.pdf>などを基に筆者作成。

2013年10月の上場と株式売却、2015年6月の株式売却を経て、2015年10月、政府は、ロイヤルメール plc（Royal Mail plc）⁽⁹²⁾の全ての株式を売却し⁽⁹³⁾、同社を完全民営化した⁽⁹⁴⁾。一方で、窓口業務を担うポストオフィス社には投資家を惹き付けるだけの魅力が少ないという理由から国営状態が維持されており⁽⁹⁵⁾、現在はロイヤルメール plcの後継組織であるインターナショナル・ディストリビューションズ・サービス公開有限責任会社（International Distributions

⁽⁹⁰⁾ ブランド名としてはロイヤルメール（Royal Mail）の名称を用いており、資料に Royal Mail とのみ記されている場合はロイヤルメールの名称を用いる。

⁽⁹¹⁾ 野村宗訓「イギリスにおける郵政改革の実態と課題—Royal Mailの民営化とPost Officeの存続を中心として—」『経済学論究』69(1), 2015.6, p.183. <https://kwansei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=19127&file_id=22&file_no=1>

⁽⁹²⁾ 2013年10月の株式売却の直前にロイヤルメール・ホールディングスの下に、ロイヤルメール・グループ・リミテッドの親会社（持株会社）としてロイヤルメール plcを設立し、その株式を売却する形をとった。

⁽⁹³⁾ “Government completes final sale of its stake in Royal Mail at 455p per share,” 2015.10.13. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/government-completes-final-sale-of-its-stake-in-royal-mail-at-455p-per-share>>

⁽⁹⁴⁾ ゆうちょ財団「XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）」『個人金融に関する外国調査』2023.11.13, pp.17-18. <https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/United_Kingdom-1.pdf>

⁽⁹⁵⁾ 野村 前掲注⁽⁹¹⁾, p.183.

Services plc: IDS) とポストオフィス社の間に資本的なつながりはない (図3 参照)⁽⁹⁶⁾。

現在、IDS の下でロイヤルメール・グループ・リミテッドが主に国内で手紙・小包配達事業を行い、ゼネラル・ロジスティックス・システムズ (General Logistics Systems: GLS) が主に国際物流を取り扱っている。また、政府が株式の100%を保有しているポストオフィス社が、郵便局の窓口業務を行っている (図3 参照)。

IDS (2022年まではロイヤルメール plc) の収入は国際物流に係る収入の伸びを背景にこの10年で漸増しており (2012会計年度⁽⁹⁷⁾: 約92億7900万ポンド (約1兆3200億円)、2022会計年度: 約120億4400万ポンド (約1兆9100億円))、黒字が続いていたが、2022会計年度は労使紛争⁽⁹⁸⁾などの影響があり、約8億7300万ポンド (約1380億円) の赤字となった⁽⁹⁹⁾。

ポストオフィス社のここ10年における収入はおおむね横ばいであるが⁽¹⁰⁰⁾、収益の面では改善した。ポストオフィス社は国からネットワーク補助金 (Network Subsidy) などを受け取っており ((4) で後述)、補助金によって経営が支えられていた時期もあったが、2016会計年度からはネットワーク補助金を差し引いても黒字を確保できるようになった⁽¹⁰¹⁾。2016会計年度以降、営業利益⁽¹⁰²⁾は黒字を保つなど経営状況は改善しているが、2019年に発覚した郵便局長冤罪事件⁽¹⁰³⁾の対応のため⁽¹⁰⁴⁾、ここ3年は最終損益が赤字となっている⁽¹⁰⁵⁾。

⁽⁹⁶⁾ ロイヤルメールが配達業務を担い、ポストオフィス社が窓口業務を行ってきた (同上, p.173.)。ロイヤルメールとポストオフィス社の間では2012年に郵便配達協定 (Mails Distribution Agreement) が締結された後、同協定は2021年に更新が行われ、2032年まで延長されている。この協定はロイヤルメールの郵便局ネットワークへの長期的なアクセスを確保し、郵便局にロイヤルメールの様々な郵便商品の販売と受入れを継続する能力を提供するものとされている (“Royal Mail and Post Office Limited agree new long-term commercial agreement,” 2020.12.17. IDS website <<https://www.internationaldistributionservices.com/en/press-centre/press-releases/international-distributions-services-plc/royal-mail-and-post-office-limited-agree-new-long-term-commercial-agreement/>>)

⁽⁹⁷⁾ 英国の会計年度は4月から翌年3月末までの期間である。

⁽⁹⁸⁾ インフレなどを背景に、従業員が賃上げや労働条件の改善を求め、2022年8月から12月にかけて数度のストライキを実施した。ストライキなどによる営業損失や、労使紛争による帳簿価額引下げに伴う減損が発生した (International Distributions Services plc, “Unaudited preliminary results for the 52 week period ended 26 march,” 2023.5.18, p.1. <<https://www.internationaldistributionservices.com/media/12036/ids-plc-fy-2022-23-results-rms-18-5-23.pdf>>)

⁽⁹⁹⁾ *ibid.* などIDS及びロイヤルメール・ホールディングスの各年年報などを参照した。

⁽¹⁰⁰⁾ 収入は2011会計年度は約9億8000万ポンド (約1170億円)、2020会計年度は約9億5700万ポンド (約1350億円) である。2021会計年度の収入はテレコム事業売却の影響で約8億3400万ポンド (約1300億円) と減少している。

⁽¹⁰¹⁾ ポストオフィス社はネットワーク補助金を除いた指標として、EBITDAS (減価償却費、償却費、特別損益、投資及びネットワーク補助金支払い前の営業利益) を重視している。ここでの黒字とはEBITDASの黒字をいう。ネットワーク補助金を除いた営業損益は、2011年会計年度は約1億1900万ポンド (約141億円) の赤字であったが、2021会計年度は約4200万ポンド (約65億円) の黒字となっている。

⁽¹⁰²⁾ 前掲注⁽¹⁰¹⁾のEBITDASの数値。Trading profitとも言われる。

⁽¹⁰³⁾ 2000年から2014年の間に700人以上の郵便局長が窃盗や不正経理の罪を着せられた。しかし、2019年の英国高等法院で争われた集団訴訟により、会計システム上のエラーやバグ、動作不良が存在し、正確な取引の処理、記録ができなかったことが認められ、郵便局長55人への約5800万ポンド (約86億8270万円) の支払で和解した。2020年以降も、裁判所が郵便局長らの有罪判決を取り下げる動きが出ている。なお、2024年1月には、冤罪事件を扱ったドラマが英国で放映され、システムを開発した企業の親会社である富士通の責任を問う声が英国政府内で高まっている (A4studio「富士通が担当の郵便局システム不具合で700人が無実の罪で犠牲…ホライゾン騒動」『Business Journal』2023.1.1. <https://biz-journal.jp/2023/01/post_330683.html>;「英郵便の冤罪 富士通批判再び」『日本経済新聞』2024.1.12; “Context.” Post Office website <<https://corporate.postoffice.co.uk/en/horizon-scandal-pages/context/>>)

⁽¹⁰⁴⁾ ポストオフィス社は、集団訴訟に参加していない郵便局長及び同社との契約停止期間中に報酬を受け取らなかった郵便局長などのための費用や、判決が覆ったことによる賠償金や和解金などの費用を計上している (Post Office, “Annual Report & Consolidated Financial Statements 2021/2022,” 2022, pp.13-15. <<https://corporate.postoffice.co.uk/media/gplocqde/signed-pol-ara-2022.pdf>>)

⁽¹⁰⁵⁾ *ibid.* などポストオフィス社の各年年報を参照した。

(2) 郵便局ネットワーク

(i) 郵便局ネットワークの現状

郵便局数は1960年代の約2万5000局をピークに長期にわたって減少傾向にあるが、ここ10年ではそれほど減少しておらず(2012年から2022年までで1.5%減少)、2022年3月末時点の郵便局数は1万1635局である⁽¹⁰⁶⁾。郵便局は、①直営局(Crown branches)、②委託局(agency branches)、③アウトリーチ局(outreach services)に分かれている。①直営局は117局で、全体の約1%にすぎない。②委託局は、独立した郵便局長又は大きいフランチャイズパートナー(例:小売業者のWH Smithや生協グループ)が所有し、経営するタイプと、個人経営タイプの民間受託郵便局であり、9,617局と全体の約83%を占めている。③アウトリーチ局は過疎部の集落で特定の期間のみ営業する「パートタイム型」や、地域の集会所、教会などを借りて近隣郵便局から出張して営業する「サテライト型」、移動可能なバン・タイプの自動車を用いて営業する「移動郵便局型」があり、1,901局と全体の約16%を占める⁽¹⁰⁷⁾。

(ii) ネットワーク転換計画

政府は、2010年に郵便局が①顧客数の減少、②収入の減少、③郵便局数の減少に直面しており、郵便局のネットワークを一新する方針を示した⁽¹⁰⁸⁾。この方針は2012年10月にネットワーク転換計画(Network Transformation Programme: NTP)として発表された⁽¹⁰⁹⁾。ポストオフィス社は計画に基づき、委託局を小売店に組み込んでメイン局⁽¹¹⁰⁾及びローカル局⁽¹¹¹⁾に再編することで、営業時間の延長や、小売収入の増加を目指し⁽¹¹²⁾、2016年には、3,800局が年中無休で営業する英国最大の小売ネットワークとなった⁽¹¹³⁾。2022年3月末時点で、メイン局は3,370局、ローカル局は4,242局である⁽¹¹⁴⁾。

⁽¹⁰⁶⁾ “Post office numbers, UK.” UK Parliament website <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02585/Post-offices-data-file.xlsx>>

⁽¹⁰⁷⁾ Lorna Booth, “Post office numbers,” *House of Commons Library Research Briefing*, No.02585, 2023.1.9, p.11. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02585/SN02585.pdf>>; 立原繁・栗原啓『欧州郵政事業論』東海大学出版部, 2019, p.56.

⁽¹⁰⁸⁾ Department for Business, Innovation and Skills, “Securing the Post Office Network in the Digital Age,” 2010.11, pp.7-11. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/31809/10-1260-securing-the-post-office-network.pdf>

⁽¹⁰⁹⁾ 立原・栗原 前掲注⁽¹⁰⁷⁾, p.57.

⁽¹¹⁰⁾ 小売店に組み込まれているが、ローカル局よりも規模が大きく、郵便局専用のカウンターが設置されている。ローカル局よりも営業時間が長く、幅広いサービスが提供される。一般的にビジネス街や都市に立地している(Harriet Clark and Lorna Booth, “The Post Office,” *House of Commons Library Research Briefing*, 2021.10.18, p.8. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7550/CBP-7550.pdf>>; Post Office, “Network Report 2022,” 2022, p.16. <<https://corporate.postoffice.co.uk/media/ajhkyueb/final-network-report-2022-final-large-print.pdf>>; 立原・栗原 同上, p.58.)。

⁽¹¹¹⁾ 郊外や田舎に相応しい小規模なサブポストオフィスとして提唱され、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、薬局などの小売店舗に郵便局が併設されている店舗。他の郵便局より営業時間が長く、郵便局の大半のサービスを維持している(Clark and Booth, *ibid.*; Post Office, *ibid.*; 立原・栗原 同上)。

⁽¹¹²⁾ House of Commons Business, Energy and Industrial Strategy Committee, “Future of the Post Office Network,” 2019.10.22, pp.17-18. UK Parliament website <<https://publications.parliament.uk/pa/cm201919/cmselect/cmbeis/247/247.pdf>>; Post Office, “The Fabric of Our Society: Annual Report and Financial Statements 2012-13,” p.16. <https://web.archive.org/web/20190712082022/http://corporate.postoffice.co.uk/sites/default/files/Campaign_Annual_Report_and_financial_statement.pdf>

⁽¹¹³⁾ Gaëlle Walker, “Post Office becomes UK’s largest retail network to trade on Sunday,” 2016.6.6. Convenience Store website <<https://www.conveniencestore.co.uk/news/post-office-becomes-uks-largest-retail-network-to-trade-on-sunday/537172.article>>

⁽¹¹⁴⁾ Post Office, *op.cit.*⁽¹¹⁰⁾, p.17.

(3) ユニバーサルサービス

「2011年郵便サービス法」(Postal Services Act 2011)⁽¹¹⁵⁾により、ユニバーサルサービスが法定されている。その主な内容は、①月曜から土曜までの書状の配達(第31条要件1(1))、②月曜から金曜までの小包の配達(第31条要件1(2))、③英国全土で統一された公共料金による手頃な価格での小包の運搬などの実施(第31条要件3(1))などである。

英国では、通信や郵政の規制機関である通信事業庁(Office of Communications: Ofcom)が2014年12月の時点で「ロイヤルメール」をユニバーサルサービス事業者として指定している⁽¹¹⁶⁾。

(4) 国からの支援

ポストオフィス社は国から金銭的支援を受ける見返りに1万1500局の郵便局ネットワークを維持することを約束している⁽¹¹⁷⁾。郵便局ネットワーク維持のため、ポストオフィス社は、2012会計年度から2021会計年度までの総額で10億6000万ポンド(約1620億円)⁽¹¹⁸⁾、2019会計年度以降は毎年5000万ポンド(約71億円)のネットワーク補助金を受け取っている。この補助金はユニバーサルサービスのための補助金ではなく、郵便局を維持するためのコストという位置付けとなっている⁽¹¹⁹⁾。

前述したネットワーク転換計画に関連して、ポストオフィス社はネットワーク補助金とは別に国からネットワーク転換のための投資支援(Investment funding)を受けており、2012会計年度から2021会計年度までの投資支援の総額は11億5500万ポンド(約1640億円)⁽¹²⁰⁾である。

ポストオフィス社はネットワーク転換により、ネットワーク補助金なしでの黒字化、営業時間の増加などの成果を挙げ、ネットワーク補助金とネットワーク転換のための投資支援は減少していった(2013年度:5億1700万ポンド(約887億円)、2021年度:5000万ポンド(約78億円)⁽¹²¹⁾)。

このほか、「1994年付加価値税法」(Value Added Tax Act 1994)⁽¹²²⁾において、ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税が免除されることが定められている(附則9第2編 Group3)。

(5) 郵便局を拠点とした新しいサービス及び取組など

ロイヤルメールとポストオフィス社の間で2021年に更新された郵便配達協定(Mails

(115) Postal Services Act 2011 c.5. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/5/contents>> なお、「EU郵便指令」の対応としては2000年に「2000年郵便サービス法」(Postal Services Act 2000)が成立しており、「2011年郵便サービス法」は「2000年郵便サービス法」を一部改めたものになっている。

(116) “Securing universal postal service,” 2014.12.2. Ofcom website <<https://www.ofcom.org.uk/postal-services/information-for-the-postal-industry/securing-universal-postal-service>>

(117) 例えば、Department for Business, Innovation & Skills and Jo Swinson, “Post Office secures additional government investment to complete branch modernisation,” 2013.11.27. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/post-office-secures-additional-government-investment-to-complete-branch-modernisation>>

(118) 各年のPost Office, “Annual Report & Consolidated Financial Statements.”を基にして算出。

(119) 「情報通信審議会郵政政策部会(第3回)議事録」2013.10.18, pp.24-25. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000271129.pdf>

(120) 各年のPost Office, “Annual Report & Consolidated Financial Statements.”を基にして算出。

(121) 数値は各年のPost Office, “Annual Report & Consolidated Financial Statements.”掲載の連結損益計算書(Consolidated Income Statement)に基づく。なお、2021年度にはネットワーク転換のための投資支援は受領していないが、代替的な資金として1億7700万ポンド(約277億円)の支援を受けている(Post Office, *op.cit.*(104), p.15.)。

(122) Value Added Tax Act 1994 c.23. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/23/contents>>

Distribution Agreement)⁽¹²³⁾においては、郵便局は初めて他の小包配達業者と協力できるようになった⁽¹²⁴⁾。ポストオフィス社は2021年に小包配達業者のダイナミック・パーセル・ディストリビューション(Dynamic Parcel Distribution)及び電子商取引大手のアマゾンと提携し、利用者はネット注文の配送先に郵便局を選べるようになり、都合の良い時間に受け取れるようになった⁽¹²⁵⁾。

5 フランス

(1) 事業形態及び経営状況

株式会社ラ・ポストを中心とするラ・ポスト・グループ(La Poste Groupe)が郵便や金融事業を担っている。ラ・ポストの株式は、2020年3月4日以降、預金供託金庫(Caisse des Dépôts et Consignations: CDC)⁽¹²⁶⁾が66%、政府が34%を保有しており、事実上の国有企業である⁽¹²⁷⁾。ラ・ポスト・グループは、主に①郵便と小包配達などを担う郵便・小包サービス、②フランス及び海外への急送便配送を担うジオポスト(GeoPost)、③小口金融や保険販売などを担うラ・バンク・ポスタル(La Banque Postale)、④小売・デジタルサービスの4つの事業部門から組織されている⁽¹²⁸⁾。郵便局では、ほぼ全ての窓口において金融商品を提供しており、ラ・ポストの完全子会社であるラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポストに委託手数料を支払う契約を締結している⁽¹²⁹⁾。

ラ・ポスト・グループの収入はここ10年で約1.6倍となっており(2012会計年度⁽¹³⁰⁾:約216億5800万ユーロ(約2兆2200億円)、2022会計年度:約353億9200万ユーロ(約5兆1100億円))、営業利益と純利益ともに黒字が続いている。部門別に見ると、ジオポストとラ・バンク・ポスタルの収入が増加している一方、郵便・小包サービスは収入がやや減少傾向にあり、営業損益が赤字を計上した年もある(2020会計年度、2022会計年度)⁽¹³¹⁾。

(2) 郵便局ネットワーク

郵便局は2022年末で1万7321局ある⁽¹³²⁾。うち、直営局は7,001局あり(全体の約40%)、郵便、小包、金融サービスなどを提供している。提携郵便局(Partenariats)は1万320局あり、

⁽¹²³⁾ 前掲注⁽⁹⁶⁾を参照。

⁽¹²⁴⁾ Harriet Clark et al., "Postal Service," *House of Commons Library Research Briefing*, 2022.5.11, p.33. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06763/SN06763.pdf>>

⁽¹²⁵⁾ "Innovating in Mails." Post Office website <<https://corporate.postoffice.co.uk/en/purpose-strategy/intent-to-2025/innovating-in-mails>>

⁽¹²⁶⁾ フランスの公的金融機関であり、同国政府に代わり様々な金融機能を果たしているほか、フランス国内の経済発展を支援するための長期的な投融資活動に従事する。特別機関(Etablissement Spécial)という独特な法的位置付けを持つ自律的な公的金融機関である(ウィリアム・ハーン「フランス預金供託公庫(Caisse des Dépôts et Consignations)」『Daiwa Capital Markets』2022.5.17. Caisse des Dépôts Groupe website <https://www.caissedesdepots.fr/sites/default/files/2022-05/CDC%20Group_May22_J.pdf>)。

⁽¹²⁷⁾ Caisse des Dépôts Groupe, "La Caisse des Dépôts à la tête du grand pôle financier public," 2020.3.5. <<https://www.caissedesdepots.fr/actualites/la-caisse-des-depots-la-tete-du-grand-pole-financier-public>>; ゆうちょ財団「XXII. フランス共和国(French Republic)」『個人金融に関する外国調査』2023.11.13, p.10. <<https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/France-1.pdf>>

⁽¹²⁸⁾ La Poste Groupe, "2022 Universal Registration Document: Annual Financial Report," 2023.3.31, pp.10, 20. <https://le-groupe-laposte.cdn.prismic.io/le-groupe-laposte/5e10f01c-8368-4f66-94ce-574826007a09_LAPO_DEU_2022_PRODUCTION_UK_MEL_Opt.pdf>

⁽¹²⁹⁾ ゆうちょ財団 前掲注⁽¹²⁷⁾, p.12.

⁽¹³⁰⁾ フランスの会計年度は、1月初めから12月末までである。

⁽¹³¹⁾ La Poste Groupe, *op.cit.*⁽¹²⁸⁾などラ・ポスト・グループの各年年報を参照。

⁽¹³²⁾ 2022年の郵便局の数については、*ibid.*, p.69に基づく。

取次郵便局 (La Poste Relais)⁽¹³³⁾ 3,405 局と地方郵便簡易局 (La Poste Agences Communales)⁽¹³⁴⁾ 6,915 局に分かれる。局数は約 1 万 7000 局が維持されているが⁽¹³⁵⁾、直営局は減少傾向にあり (2012 年に 9,819 局、2022 年で 7,001 局、約 29% 減)、提携郵便局が増加している (2012 年に 7,222 局、2022 年で 1 万 320 局、約 30% 増)。

法的には、「ラ・ポスト及びフランステレコム」の公役務の組織に関する 1990 年 7 月 2 日付法律第 90-568 号⁽¹³⁶⁾ (以下「ラ・ポスト等組織法」)⁽¹³⁶⁾ において、ラ・ポストの郵便局ネットワークは少なくとも 1 万 7000 局を有するとされている (第 6 条 I)。

(3) ユニバーサルサービス

「郵便及び電子通信法典」⁽¹³⁷⁾ において書状・小包のユニバーサルサービスについて定めがある。①集配は、全ての営業日⁽¹³⁸⁾に行われること、② 2kg 以下の書状、20kg 以下の小包、書留・保険付郵便物を提供することなどが定められている (L 第 1 条)。

同法典において、ラ・ポストは 2011 年から 15 年間ユニバーサル郵便サービスを提供することと規定されている (L 第 2 条)。

(4) 国からの支援

(i) 公共サービスと補助金

ラ・ポストは、「ラ・ポスト等組織法」により、①郵便のユニバーサルサービス提供、②地域発展への貢献、③新聞・雑誌等の地域への配布⁽¹³⁹⁾、④金融サービスへのアクセス確保の 4 つの公共サービスに関する責務を負っている (L 第 2 条 I)。具体的な内容や範囲については、2001 年以来 3～5 年ごとに見直しが行われ、フランス政府とラ・ポスト・グループとの間で締結される計画契約の中に規定されている⁽¹⁴⁰⁾。2024 年 1 月現在、2023 年から 2027 年までの 5 年間の計画契約が最新のものである⁽¹⁴¹⁾。国は 4 つの公共サービスについて、補助金の交付

(133) 地域にある商店や店舗の事業主に郵便サービスや金融サービスの取扱いをラ・ポストが委託するもの (武井孝介・伊藤栄一「フランス ラ・ポストの挑戦 フランスにおける郵便事業の現状と課題」『JP 総研 research』42 号、2018.6、p.33.)。直営局で提供されるほとんど全ての郵便と金融を含むサービスの利用が可能である。職員は自治体などから雇用され、ラ・ポストの従業員は働いていない (立原・栗原 前掲注(100)、p.118.)。

(134) 主にラ・ポストが直営局の閉鎖を決めた地域で、同社とフランス市長連合会との間で包括的枠組協定を締結し、自治体の庁舎内に郵便局窓口を併設して郵便・金融サービスを提供するもの (武井・伊藤 同上、pp.33-34.)。

(135) 2012 年度は 1 万 7075 局の拠点数があった。以下、2012 年の郵便局の数は、La Poste Groupe, “Registration document 2012,” [2013.3.28], pp.57-59. <https://le-groupe-laposte.cdn.prismic.io/le-groupe-laposte%2Fa854b5c4-f849-4b1c-962e-11be0d709840_registration%2Bdocument%2B2012%2B-%2Ble%2Bgroupe%2Bla%2Bposte.pdf> に基づく。

(136) Loi n° 90-568 du 2 juillet 1990 relative à l’organisation du service public de la poste et à France Télécom. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000716493/>> なお、「EU 郵便指令」に対応する法律としては、2005 年に「郵便サービス規正法」(LOI n° 2005-516 du 20 mai 2005 relative à la régulation des activités postales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000446769/>>) が成立しており、同法により「ラ・ポスト等組織法」や後述する「郵便及び電子通信法典」が改正されている。

(137) Code des postes et des communications électroniques. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070987/>

(138) 事実上「週 6 日」と解釈されている。例えば、“Le service universel postal,” 2023.10.10. Autorité de Régulation des Communications Électroniques, des Postes et de la Distribution de la Presse website <<https://www.arcep.fr/la-regulation/grands-dossiers-postal-et-colis/le-secteur-postal-et-larcep/le-service-universel-postal.html>>

(139) 日本でも類似の例として、低廉な料金で第三種郵便物 (新聞・雑誌の定期刊行物など) 及び第四種郵便物 (学術刊行物など) を取り扱うことがユニバーサルサービスに含まれる。

(140) 武井・伊藤 前掲注(133)、p.30.

(141) “Contrat d’entreprise 2023-2027 entre l’etat et La Poste: contrat relatif aux missions de service public confiees au groupe la poste.” entreprises.gouv.fr website <<https://www.entreprises.gouv.fr/files/files/secteurs-d-activite/services/services-postaux/contrat-dentreprise-2023-2027.pdf>>

又は予算化を行っている。フランス会計院（Cour des comptes）によると、2021年の補助金の合計額は約11億ユーロ（約1440億円）に上り、2017年と比べて倍増しているという⁽¹⁴²⁾。

(a) 郵便のユニバーサルサービス提供

郵便量の減少やコロナ危機によりユニバーサルサービス会計⁽¹⁴³⁾が2018年から赤字を計上し続けている。これを受け、2021年に「郵便及び電子通信法典」が改正され、ユニバーサル郵便サービスを担当する事業者（ラ・ポスト）は、ユニバーサル郵便サービスの任務について国から補償を受けることが規定された（L第2-2条）。また、ユニバーサルサービスに係る費用を相殺するために、2021年から2023年までの予算法において1年当たり5億～5億2000万ユーロ（約720億～750億円）⁽¹⁴⁴⁾が予算化され、2024年及び2025年も同様に補償する予定である⁽¹⁴⁵⁾。

(b) 地域発展への貢献—地域における郵便局ネットワークの維持—

地域における郵便局の運営は、ラ・ポスト・グループ、フランス政府及びフランス市長会（Association des maires de France: AMF）が締結する地方郵政網協定（Contrat de présence postale territoriale）に基づいて行われる⁽¹⁴⁶⁾。郵政公平化基金は、地方郵政網協定において定められたラ・ポストに対する補助金を支給するための基金である。初めて地方郵政網協定が締結された2008年から2022年までに総額約24億ユーロ（約2870億円）の補助金が支払われ、2023年から2025年までには、各年最高1億7400万～1億7700万ユーロ（約275億～280億円）が支払われることになっている⁽¹⁴⁷⁾。この補助金はユニバーサルサービスのための補助金ではなく、郵便局を維持するためのコストという位置付けとなっている⁽¹⁴⁸⁾。現在の協定の前の協定（2018-2022年）に基づく補助金は欧州委員会から国家補助として適切であることが認められている⁽¹⁴⁹⁾。

(c) 新聞・雑誌等の地域への配布

ラ・ポストは知る権利や表現・言論の自由の保障、文化の向上・発展などの観点から、通常郵便物よりも割安な料金により新聞や雑誌など報道資料の輸送及び各家庭や事業所までの配達を行っている。新聞や雑誌等の配布は公共サービスの1つであることから、国はラ・ポスト・

⁽¹⁴²⁾ Cour des comptes, “Les missions de service public du Groupe La Poste,” 2023.5, p.6. <<https://www.ccomptes.fr/system/files/2023-05/20230517-Les-missions-de-service-public-groupe-La-Poste.pdf>>

⁽¹⁴³⁾ ラ・ポストは、ユニバーサルサービスに関する財務諸表とその他のサービスに関する財務諸表を別々に提出することが義務付けられている。会計の費用配分の原則は郵便分野の規制機関である Arcep（(4) (c) 参照）が定めている（La Poste Groupe, *op.cit.*⁽¹²⁸⁾, p.84）。

⁽¹⁴⁴⁾ 2日以内にグリーンレター（緑色の切手を貼る2kgまでの手紙・小包）を実際に配達した割合により5億～5億2000万ユーロ（約720億～750億円）の間で配分される（“Projet de loi de finances pour 2023: Économie.” Sénat website <<http://www.senat.fr/rap/122-115-312/122-115-3128.html>>）。

⁽¹⁴⁵⁾ *ibid.*

⁽¹⁴⁶⁾ 2008年から約3年ごとに締結が行われ、2023年2月、第6回目の協定（2023-2025年）が締結された。

⁽¹⁴⁷⁾ Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique la Direction générale des Entreprises et al., “L'état, l'association des maires de France et des présidents d'intercommunalité et le Groupe La Poste signent le contrat de présence postale territoriale 2023-2025,” 2023.2.15, p.1. entreprises.gouv.fr website <https://www.entreprises.gouv.fr/files/files/directions_services/services/Services_Postaux/cp-letat-lassociation-des-maires-de-france-et-des-presidents-dintercommunalite-et-le-groupe-la-poste-signent-le-contrat-de-presence-postale-territoriale-2023.pdf>

⁽¹⁴⁸⁾ 「情報通信審議会郵政政策部会（第3回）議事録」前掲注⁽¹¹⁹⁾, p.25.

⁽¹⁴⁹⁾ “Authorisation for State aid pursuant to Articles 107 and 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union: Cases where the Commission raises no objections,” OJ C 61, 2019.2.15, pp.3-4. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2019:061:FULL>>

グループに対して財政支援を行っている⁽¹⁵⁰⁾。

新聞・雑誌等の地域への配布に関するラ・ポスト・グループへの補助金について、国は、2021年に8800万ユーロ（約115億円）、2022年に8400万ユーロ（約121億円）を計上した⁽¹⁵¹⁾。

2022年2月、国（文化大臣及び経済財政・経済再生大臣）、報道業界団体、電子通信・郵便・出版流通規制機関（Autorité de Régulation des Communications Électroniques, des Postes et de la Distribution de la Presse: Arcep）及びラ・ポストの間で、2022年から2026年までの間の報道輸送改革に関する覚書⁽¹⁵²⁾が調印された（発効は2023年1月1日）。この覚書の内容⁽¹⁵³⁾を踏まえ、新聞・雑誌等の地域への配布についてのラ・ポスト・グループに対する補助金は2023年に4000万ユーロ（約63億円）となり、減少することとなった⁽¹⁵⁴⁾。現行の期間の支援について、2022年12月に欧州委員会から国家補助として適切であることが認められている⁽¹⁵⁵⁾。

(d) 金融サービスへのアクセス確保

ラ・バンク・ポスタルには、手数料なしでフランスの伝統的な非課税貯金であるリブレ A (Livret A) を開設・維持し⁽¹⁵⁶⁾、低額（1.5ユーロ（約237円））からの預入れ・引き出しを取り扱う義務が課されている⁽¹⁵⁷⁾。リブレ A の提供に係る義務については、国がラ・バンク・ポスタルに補助金で支援する枠組みがある⁽¹⁵⁸⁾。

補助金の額は、2021年から2026年までの合計で17億7000万ユーロ（約2800億円）、1年当たり2億9500万ユーロ（約466億円）である⁽¹⁵⁹⁾。2021年から2026年までの期間の支援に

⁽¹⁵⁰⁾ 武井・伊藤 前掲注⁽¹³³⁾, p.31.

⁽¹⁵¹⁾ Cour des comptes, *op.cit.* ⁽¹⁴²⁾, p.29.

⁽¹⁵²⁾ “Portage et service public du transport postal de la presse: un cadre rénové pour un modèle plus efficace 2022-2026,” [2022.2.14]. entreprises.gouv.fr website <<https://www.entreprises.gouv.fr/files/files/secteurs-d-activite/services/services-postaux/protocole-presse-14fev2022.pdf>>

⁽¹⁵³⁾ 単一の料金表の導入により、ラ・ポストの負担は以前より減るが、単一の料金表の導入のみではラ・ポストのコスト負担を解消するには至らないため、ラ・ポストは報道資料等の地域への配布という公共サービスの使命に対する補償を引き続き受けることになる (*ibid.*, p.22.)。

⁽¹⁵⁴⁾ 2024年から2026年までの3年間の平均が約3780万ユーロ（約60億円）と減少傾向にある (*ibid.*)。

⁽¹⁵⁵⁾ “Authorisation for State aid pursuant to Articles 107 and 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union: Cases where the Commission raises no objections,” OJ C 110, 2023.3.24, p.16. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2023:110:FULL>>

⁽¹⁵⁶⁾ リブレ A の提供について、「通貨金融法典」(Code monétaire et financier. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072026/2023-07-20>) L 第 518-25 条、L 第 518-25-1 条、L 第 221-2 条、L 第 221-3 条などに定めがある。

⁽¹⁵⁷⁾ 具体的な内容は、計画契約に記される。“Contrat d’entreprise 2018-2022 entre l’etat et La Poste: contrat relatif aux missions de service public confiées au groupe la poste,” 2017.12.7, pp.24-25. entreprises.gouv.fr website <<https://www.entreprises.gouv.fr/files/files/secteurs-d-activite/services/services-postaux/contrat-entreprise-2018-2022.pdf>> を参照。2016年のみずほ総研のレポートによると、「一部ではラ・バンク・ポスタルにおけるこの義務（筆者注：リブレ A の開設・維持）が金融のユニバーサルサービスとして取り扱われているが、年次報告書等では、郵便と異なり「ユニバーサルサービス」と明記されておらず、非課税の貯蓄商品の提供のみが対象とされていることから、本稿では、「金融のユニバーサルサービス」とは異なるものとして取り扱う。」とされている（小山剛幸「郵便局における金融事業のあり方について—海外事例を踏まえ、わが国へのインプリケーションを考察—」『みずほレポート』2016.3.28, p.14. <<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/report/report16-0328.pdf>>）。近年の年次報告書等においても、リブレ A はユニバーサルサービスであると明記されておらず、総務省資料においても、フランスのユニバーサルサービスの範囲は郵便のみとされていることから（情報流通行政局郵便課「諸外国の郵政事業におけるユニバーサルサービスの確保方策について（補足）」（情報通信審議会郵政政策部会（第4回）資料4-3）2013.12.12, p.2. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000265030.pdf>）、本稿においても、リブレ A は金融のユニバーサルサービスとは異なるものとして取り扱う。

⁽¹⁵⁸⁾ 小山 同上, p.14.

⁽¹⁵⁹⁾ Arrêté du 9 août 2021 fixant la rémunération complémentaire de La Banque Postale au titre des obligations qui lui

ついて、2021年7月に欧州委員会から国家補助として適切であることが認められている⁽¹⁶⁰⁾。

(ii) ユニバーサル郵便サービス補償基金

「郵便及び電子通信法典」において、サービス・支払機関（Agence de services et de paiement: ASP）が事業者⁽¹⁶¹⁾から拠出金を徴収し、ユニバーサル郵便サービス補償基金が支払うべき補償額をユニバーサルサービス提供者に払い戻すことが定められている（R第1-1-27条）。しかし、実際に基金が発動し、補償金が支給された事実は確認できなかった。なお、ユニバーサル郵便サービス補償基金は、(i) (a) で述べたユニバーサル郵便サービスの任務に対する国からの補償とは別の枠組みである。

(iii) 税制優遇

郵政公平化基金（(i) (b) 参照）の財源について、「ラ・ポスト等組織法」において、ラ・ポストは国土全域にサービスを提供し、地域の発展に貢献するという義務があるため、地方直接税の85%が軽減されること（第21条I 3°）、軽減した分は郵政公平化基金に充てること（第6条II）が定められている。

また、「租税一般法典」⁽¹⁶²⁾により、ユニバーサルサービス対象である郵便サービスについて付加価値税が免除されることが定められている（第261条4の11°）。

(5) 郵便局を拠点とした新しいサービス及び取組など

拠点としての郵便局の活用が行われている取組として、フランス政府が進めているメゾン・フランス・サービス（Maisons France services: MFS）がある。MFSは、利用者が1か所で様々な行政手続を行えるようにするサービスである⁽¹⁶³⁾。2019年に創設された地方レベルの取組であった公共サービスハウス（Maisons de services au public: MSAP）⁽¹⁶⁴⁾を国レベルの取組として引き継いだ形となっている。MFSには国民健康保険基金（Caisse nationale de l'assurance maladie: CNAM）、職業安定所（Pôle Emploi）のほか、郵便局など9つの国家レベルのパートナーが参加している⁽¹⁶⁵⁾。

拠点数は2022年4月時点で2,197か所あり⁽¹⁶⁶⁾、そのうち郵便局が約18%を占めている（最

incombent en matière de distribution et de fonctionnement du livret A. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043945002>> の第1条。

⁽¹⁶⁰⁾ “Authorisation for State aid pursuant to Articles 107 and 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union: Cases where the Commission raises no objections,” OJ C 477, 2021.11.26, pp.1-2. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2021:477:FULL>>

⁽¹⁶¹⁾ 郵便市場は自由化されており、Arcep から認定を受けた事業者は郵便サービスを提供できる。Arcep から認定を受けた郵便サービス事業者はラ・ポストを含め44ある（Arcep, “Les opérateurs de services postaux autorisés par l’Arcep,” 2023.9.15. <<https://www.arcep.fr/professionnels/operateurs-postaux-et-de-colis/les-operateurs-de-services-postaux-autorises-par-larcep.html>>）。

⁽¹⁶²⁾ Code général des impôts. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069577/2023-07-21>

⁽¹⁶³⁾ M. Bernard Delcros, “Rapport d’information fait au nom de la commission des finances (1) sur le premier bilan du financement des maisons France services,” *Sénat*, n° 778, 2022.7.13, p.5. <<https://www.senat.fr/rap/r21-778/r21-7781.pdf>>

⁽¹⁶⁴⁾ 2015年から導入された、州、地方公共団体及び7つの公共サービス事業者（職業安定所、ガス会社など）の3者がパートナーシップを組んで、郵便局などのスペースにおいて複数の公共サービスの取扱いを行うというもの（武井・伊藤 前掲注⁽¹³⁾, pp.33-34.）。

⁽¹⁶⁵⁾ Delcros, *op.cit.*⁽¹⁶³⁾, p.5.

⁽¹⁶⁶⁾ *ibid.*

も多いのは地方自治体の約 64%)⁽¹⁶⁷⁾。過疎地や離島などの不採算地域を多く抱える日本でも、今後、郵便局ネットワークを中長期的に維持する手法として参考となるという指摘がある⁽¹⁶⁸⁾。

また、ラ・ポストは 2017 年から、配達員による高齢者訪問サービスを提供している⁽¹⁶⁹⁾。50% の税額控除⁽¹⁷⁰⁾が適用されているため、利用者の負担額は基本料金の半額になる。見守りサービスを行う配達員は、特別な研修と訓練を受ける⁽¹⁷¹⁾。このサービスは「お客様に寄り添うサービス」⁽¹⁷²⁾の一環であり、本格的な高齢化社会を迎えたフランス社会と、それを支える郵便局像という 2 つのイメージを同時に反映したものという評価がある⁽¹⁷³⁾。

6 ドイツ

(1) 事業形態及び経営状況

1995 年に株式会社として成立したドイツポスト (Deutsche Post AG) は、M&A によるグローバル市場への参入・拡大戦略をとってきた。2002 年に米国の国際急送便企業 DHL を、2005 年に英国のロジスティクス企業エクセル (Exel) を買収するなどした。ドイツポストは 2009 年にブランド名をドイツポスト DHL とし⁽¹⁷⁴⁾、2023 年 7 月にドイツポスト DHL は DHL グループに名称を変更した。現在、DHL グループの下に小包、国際急送便、貨物輸送などを包括的に提供する DHL と、郵便・小包サービス提供者であるドイツポスト⁽¹⁷⁵⁾というブランドがある⁽¹⁷⁶⁾。

当初は連邦政府がドイツポストの株式を 100% 保有していたが、徐々に公的金融機関である復興金融公庫グループ (Kreditanstalt für Wiederaufbau Bankengruppe: KfW) に移管してドイツポストの株式を売却した⁽¹⁷⁷⁾。現在、DHL グループの株式については、政府保有率は 0% で、KfW が 16.6% の株式を保有するにとどまる⁽¹⁷⁸⁾。

DHL グループは、現在、収入約 944 億 3600 万ユーロ (約 13 兆 6500 億円)⁽¹⁷⁹⁾、従業員数 60 万 278 人⁽¹⁸⁰⁾ (いずれも 2022 会計年度⁽¹⁸¹⁾) の世界有数の総合物流企業となっている。収入のう

⁽¹⁶⁷⁾ *ibid.*, p.6.

⁽¹⁶⁸⁾ MSAP に対する指摘 (武井・伊藤 前掲注⁽³³⁾, p.34.)

⁽¹⁶⁹⁾ 週 1 回から週 6 回までの頻度に対応した価格で提供している。料金は週 1 回の訪問で月額 10.95 ユーロ (1,730 円。税額控除後)、週 6 回の訪問で月額 51.95 ユーロ (8,200 円。税額控除後) となっている (“Veiller sur mes Parents.” La Poste website <<https://www.laposte.fr/services-seniors/souscription/etape1?formule=vf>>).

⁽¹⁷⁰⁾ 「租税一般法典」第 199-16 条 4 に、「労働法典」(Code du travail. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072050/>) L 第 7231-1 条に規定されたサービスについて税額控除が 50% となるとの記述がある。「労働法典」L 第 7231-1 条 2°には、高齢者などの身の回りの世話などのサービスが規定されている。

⁽¹⁷¹⁾ 星野興爾「ラポスト 2020—“Conquering the future” - 明日を勝ち取る—」pp.9-10. ゆうちょ財団ウェブサイト <<https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/LaPoste2020.pdf>>

⁽¹⁷²⁾ ほかに、①傷んだ道路の情報収集、②家庭における TV などの機材の設置、③買い物代行などのサービスがある (武井・伊藤 前掲注⁽³³⁾, p.36.)。

⁽¹⁷³⁾ 同上

⁽¹⁷⁴⁾ 中里孝「欧州の郵政改革—英国、ドイツ、スウェーデン—」『レファレンス』748 号, 2013.5, pp.65-66. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/8206693/1/1>>

⁽¹⁷⁵⁾ ここで触れた例を除いて、本稿で「ドイツポスト」とする場合、Deutsche Post AG のことを指す。

⁽¹⁷⁶⁾ “The world’s leading logistics company.” DHL Group website <<https://www.dpdhl.com/en/about-us.html>>

⁽¹⁷⁷⁾ 中里 前掲注⁽⁷⁴⁾, pp.66-67.

⁽¹⁷⁸⁾ “Privatisation of Deutsche Post: KfW Shareholding (as of August 2023).” KfW website <<https://www.kfw.de/About-KfW/F%C3%B6rderung-und-Geschichte/Privatisierung-der-Deutschen-Post/>>

⁽¹⁷⁹⁾ Deutsche Post DHL Group, “We keep delivering: 2022 Annual Report,” p.94. <<https://www.dpdhl.com/content/dam/dpdhl/en/media-center/investors/documents/annual-reports/DPDHL-2022-Annual-Report.pdf>>

⁽¹⁸⁰⁾ *ibid.*, p.57.

⁽¹⁸¹⁾ ドイツの会計年度は、1 月初めから 12 月末までである。

ち約 77% がドイツ以外での収入であり⁽¹⁸²⁾、国際物流への進出が進んでいる。

ここ 10 年の経営状態の推移をみても、急送便と海外物流部門の好調に支えられ、2022 会計年度の収入は 2012 年度の約 1.7 倍となっている（2012 会計年度：約 555 億 1200 万ユーロ（約 5 兆 7000 億円））ほか、純利益⁽¹⁸³⁾も黒字が続き、2012 会計年度の約 3.2 倍に拡大している（2012 会計年度：約 16 億 5800 万ユーロ（約 1700 億円）、2022 会計年度：約 53 億 5900 万ユーロ（約 7740 億円））⁽¹⁸⁴⁾。

(2) 郵便局ネットワーク

「郵便ユニバーサルサービス令」(Post-Universaldienstleistungsverordnung: PUDLV)⁽¹⁸⁵⁾により、手紙輸送サービスの契約を締結し処理することができる施設が少なくとも 12,000 か所存在する必要があると定められている（第 2 条第 1 号）。PUDLV は 2007 年末まで直営局を 5,000 局以上維持しなければならないと規定しており、2008 年 1 月 1 日の郵便市場自由化に伴いその義務が撤廃され、同年 8 月には 2014 年までに直営局を全廃して委託局に切り替えることが決定された⁽¹⁸⁶⁾。

現在は約 13,000 の郵便局のほぼ全てが委託局であるとされている⁽¹⁸⁷⁾。委託局の実態は、スーパーなどの店内や食料品売り場、文房具売り場の一角にあるコーナーなどで郵便や小包の扱いが行われているものであり⁽¹⁸⁸⁾、「ドイツには既に郵便局は存在しない」と言われている⁽¹⁸⁹⁾。

(3) ユニバーサルサービス

PUDLV において、①少なくとも営業日に 1 回の配達（第 2 条第 5 号）、② 2kg 以下の書状（第 1 条第 1 項第 1 号）、20kg 以下の小包の配達（同第 2 号）などがユニバーサルサービスとして義務付けられている。①について、具体的には、書状及び小包は土曜日も含めて少なくとも 1 日 1 回の配達が求められている⁽¹⁹⁰⁾。

ユニバーサルサービスはドイツポストによって担われている⁽¹⁹¹⁾。

⁽¹⁸²⁾ Deutsche Post DHL Group, *op.cit.*(79), p.115.

⁽¹⁸³⁾ 国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の attributable to Deutsche Post AG shareholders（親会社の持ち主に帰属する純利益）の項。

⁽¹⁸⁴⁾ Deutsche Post DHL Group, *op.cit.*(79)など DHL グループの各年年報を参照。

⁽¹⁸⁵⁾ Post-Universaldienstleistungsverordnung (PUDLV) vom 15. Dezember 1999 (BGBl. I S. 2418). <<https://www.gesetze-im-internet.de/pudlv/BJNR241800999.html>> なお、ドイツでは「EU 郵便指令」が定められた年である 1997 年の 12 月に郵便に関する包括的な法である「郵便法」(Postgesetz (PostG) vom 22. Dezember 1997 (BGBl. I S. 3294). <https://www.gesetze-im-internet.de/postg_1998/>) を制定している。

⁽¹⁸⁶⁾ 中里 前掲注(74), pp.68-69.

⁽¹⁸⁷⁾ ゆうちょ財団「XXI. ドイツ連邦共和国」『個人金融に関する外国調査』2023.11.13, p.30. <<https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/Germany-1.pdf>>

⁽¹⁸⁸⁾ 立原・栗原 前掲注(107), p.176.

⁽¹⁸⁹⁾ 同上, pp.185-186.

⁽¹⁹⁰⁾ “Legal regulations on postal service provision.” Bundesnetzagentur website <<https://www.bundesnetzagentur.de/EN/Areas/Post/UniversalService/start.html?jsessionid=680AF35993CA034F637FE137A4D7D2A9>>

⁽¹⁹¹⁾ *ibid.*

(4) 国からの支援

(i) ユニバーサルサービス補償金

「郵便法」⁽¹⁹²⁾において、ユニバーサルサービスを提供するためのコストが当該サービスからの収入を上回る場合、規制当局は、年間収入 50 万ユーロ（約 7900 万円）以上の事業者⁽¹⁹³⁾に拠出させた補償金をユニバーサルサービス提供事業者に支給することが定められている（第 15 条及び第 16 条）。しかし、実際に同規定が発動し、補償金が支給された事実は確認できなかった。

(ii) 税制優遇

「売上税法」⁽¹⁹⁴⁾において、ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税が免除されることが定められている（第 4 条第 11b 号）。

(5) 郵便局を拠点とした新しいサービス及び取組など

ドイツでは郵便局の業務は小売店などに委託されており、ドイツにおける郵便局を活用した近年の特筆すべき公共的なサービスは確認できなかった。

7 イタリア

(1) 事業形態及び経営状況

ポステ・イタリアーネ・グループ（Gruppo Poste Italiane）は、株式会社であるポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A.）を親会社として形成された郵政事業を運営する企業集団で、郵便事業以外にも金融、保険、通信、エネルギーなどの幅広い事業を行う⁽¹⁹⁵⁾。ポステ・イタリアーネの 2022 年 12 月 31 日現在の株主構成は、政府が出資する預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti: CDP）が 35%、経済財務省（Ministero dell'Economia e delle Finanze: MEF）が 29.26%、浮動株 35.16% となっており、過半の株式を政府と公的金融機関が保有している⁽¹⁹⁶⁾。

ポステ・イタリアーネ・グループには、①郵便・小包・配送、②金融サービス、③保険サービス、④決済・モバイルの 4 つの事業部門がある。ここ 10 年を見ても収入こそ大きな伸びはないものの、黒字が続いているほか、ここ 5 年は利益率⁽¹⁹⁷⁾が 10% を超えており、経営は安定していると言える⁽¹⁹⁸⁾。2022 会計年度⁽¹⁹⁹⁾における収入（約 118 億 8900 万ユーロ（約 1 兆 7300 億円））に占める各事業部門別の割合は、①郵便・小包・配送が 31%、②金融サービスが約 42%、③保険サービスが約 18%、④決済・モバイルが約 10% と、金融・保険部門が約 6 割を占めている⁽²⁰⁰⁾。

⁽¹⁹²⁾ 前掲注⁽¹⁸⁵⁾を参照。

⁽¹⁹³⁾ 郵便市場は自由化されており、連邦ネットワーク庁から免許を付与された事業者は郵便サービスを提供できる。郵便サービス免許人の数は 2021 年末時点でドイツポスト含め 1,131 である（Bundesnetzagentur, “2021 Annual Report,” p.118. <<https://data.bundesnetzagentur.de/Bundesnetzagentur/SharedDocs/Downloads/EN/BNetzA/PressSection/ReportsPublications/2022/ar2021.pdf>>）。

⁽¹⁹⁴⁾ Umsatzsteuergesetz (UStG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. Februar 2005 (BGBl. I S. 386). <https://www.gesetze-im-internet.de/ustg_1980/_4.html>

⁽¹⁹⁵⁾ ゆうちょう財団「XIV. イタリア共和国」『個人金融に関する外国調査』2023.11.13, p.21. <<https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/Italy-1.pdf>>

⁽¹⁹⁶⁾ Poste Italiane, “Annual Report 2022,” p.35. <<https://www.posteitaliane.it/files/1476584066849/Annual-Financial-Report-2022.pdf>>

⁽¹⁹⁷⁾ 収入に対する純利益（非支配株主に帰属する分を含む。）の率を算定した。

⁽¹⁹⁸⁾ Poste Italiane, *op.cit.*⁽¹⁹⁶⁾などポステ・イタリアーネの各年年報を参照。

⁽¹⁹⁹⁾ イタリアの会計年度は、1 月初めから 12 月末までである。

⁽²⁰⁰⁾ Poste Italiane, *op.cit.*⁽¹⁹⁶⁾, p.540.

(2) 郵便局ネットワーク

郵便局の数は2022年末時点で1万2755局ある⁽²⁰¹⁾。10年前の2012年末時点では1万3676局あり、この10年で約6.7%減少している。郵便局数の法的義務付けは見当たらないが、通信や郵便の規制機関である通信規制庁（Autorità per le Garanzie nelle Comunicazioni: AGCOM）の決定（Delibera）⁽²⁰²⁾によると、ポステ・イタリアーネは、現行の配達基準を満たすために必要と見積もられた1万1800局まで郵便局を合理化できるとされている⁽²⁰³⁾。

同決定によると、山岳自治体⁽²⁰⁴⁾に該当する過疎地の自治体⁽²⁰⁵⁾及び小さな島⁽²⁰⁶⁾における郵便局の閉鎖は禁止されている（第2条第1項及び第3条第4項）⁽²⁰⁷⁾。

(3) ユニバーサルサービス

「1999年7月22日付立法命令第261号」⁽²⁰⁸⁾により、2kg以下の郵便書状、20kg以下の普通小包などがユニバーサルサービスとして位置付けられている（第3条第2項）。また、少なくとも週5日間の回収と配達義務付けられている（同条第6項）。人口密度が200人/km²未満の市町村など過疎地における隔日配達認められており、国内の人口の25%が上限とされている（同立法命令第3条第7項）。

ポステ・イタリアーネはユニバーサルサービスを提供する義務が課せられている唯一の事業者である⁽²⁰⁹⁾。

(4) 国からの支援

(i) 補助金

ポステ・イタリアーネがユニバーサルサービス義務を遂行できるようにするため、国が2012年から2015年までに最大13億4000万ユーロ（約1790億円：年間3億3500万ユーロ（約446億円））、2016年から2019年までに最大10億5000万ユーロ（約1400億円：年間約2億6200万ユーロ（約348億円））、2020年から2024年までに13億ユーロ（約1770億円：年間最大約2億6200万ユーロ（約356億円））の補填を国家補助として行うことについて欧州委員会から承認を受けている⁽²¹⁰⁾。ポステ・イタリアーネのユニバーサルサービスコストのおおよそ

⁽²⁰¹⁾ *ibid.*, p.60.

⁽²⁰²⁾ AGCOM, “Punti di accesso alla rete postale: modifica dei criteri di distribuzione degli uffici di Poste Italiane,” Delibera n.342/14/CONS, 2014.6.26. <<https://www.agcom.it/documents/10179/1486135/Delibera+342-14-CONS/13d216c8-0e3a-4294-80a4-4d6d5dd9297f?version=1.4>>

⁽²⁰³⁾ *ibid.*, pp.9-10.

⁽²⁰⁴⁾ イタリア国家統計局（Istituto Nazionale di Statistica: ISTAT）が発表した最新のイタリアの自治体リストにおいて、完全に山岳地帯であることが明記されている自治体を指す（*ibid.*, p.39（第2条第3項b））。

⁽²⁰⁵⁾ 最新のISTAT人口統計データにおいて人口密度が150人/km²未満の自治体を指す（*ibid.*（第2条第3項a））。

⁽²⁰⁶⁾ シチリア島とサルデーニャ島を除く、最新のISTAT人口統計データにより、少なくとも50人の住民が永住している島を指す（*ibid.*（第3条第5項））。

⁽²⁰⁷⁾ *ibid.*, p.39.

⁽²⁰⁸⁾ Decreto Legislativo 22 luglio 1999, n.261. <<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:1999-07-22;261>> 同立法命令は、冒頭の「共和国大統領」の文によると、「EU郵便指令」を考慮したものとする。

⁽²⁰⁹⁾ 立原・栗原 前掲注⁽¹⁰⁷⁾, pp.96-97.

⁽²¹⁰⁾ “State aid: Commission approves State financing for Poste Italiane’s universal service obligation,” 2015.12.4. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_15_6250>; “State aid: Commission approves State compensation granted by Italy to Poste Italiane for its universal postal service obligation,” 2020.12.1. *ibid.* <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2276>

3分の1が補助金により補填されているという⁽²¹¹⁾。また、この補助金はユニバーサルサービスのための補助金という位置付けとなっている⁽²¹²⁾。

かつてはポステ・イタリアーネと AGCOM が原則として毎年、ユニバーサルコストの算定を実施し、補填額の決定に活用していた。しかし、2015年1月に発効した「2015年安定法」⁽²¹³⁾では、AGCOMによるユニバーサルサービスコスト算定結果によらず、国による補填額の上限を、2015年以降は年額2億6240万ユーロ（約415億円）に制限することを定めている（第1条第274項b）⁽²¹⁴⁾。

このほか、出版社や非営利団体の新聞や出版物を割引料金で配布すること⁽²¹⁵⁾に対して、ポステ・イタリアーネは国から出版社料金補助金を受け取っている⁽²¹⁶⁾。この補助金も国家補助として2017年から2019年までの期間に1億7174万ユーロ（約226億円）を国がポステ・イタリアーネに支払うことが欧州委員会から認められた⁽²¹⁷⁾。国はユニバーサル郵便事業の委託期間と同等の期間（2026年まで）の出版社料金補助金の継続を命じる立法⁽²¹⁸⁾を行っているが、同法の適用には欧州委員会の承認が必要である⁽²¹⁹⁾。

(ii) ユニバーサルサービス基金

ユニバーサルサービスに係るコストの負担をポステ・イタリアーネに補填するユニバーサルサービス基金⁽²²⁰⁾については、「1999年7月22日付立法命令第261号」において設置が規定された（第10条第1項）。郵便免許を持つ事業者⁽²²¹⁾が総収入の最大10%を拠出することが定められている（同条第2項）。郵便監督当局は、毎年個々の免許保有事業者に要求する拠出金の額を決定するよう求められている⁽²²²⁾。例えば、2006年には、郵便監督当局の AGCOM が免許保有事業者の総収入の3%を拠出金の額とすることを規定している⁽²²³⁾。ただし、基金から補

⁽²¹¹⁾ 立原・栗原 前掲注⁽¹⁰⁾, p.99.

⁽²¹²⁾ 「情報通信審議会郵政政策部会（第3回）議事録」前掲注⁽¹⁹⁾, p.25.

⁽²¹³⁾ Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (Legge di Stabilità 2015). <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2014/12/29/14G00203/sg>>

⁽²¹⁴⁾ 三菱総合研究所「諸外国における郵便のユニバーサルサービスコストの算定事例」（郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会コストの算定手法等に関するワーキンググループ（第3回）資料1）2016.10.28, p.12. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000449244.pdf>

⁽²¹⁵⁾ 前掲注⁽¹³⁾参照。

⁽²¹⁶⁾ イタリア政府は一般的経済利益を有するサービス（SGEI（前掲注⁽⁸⁵⁾参照））として、出版社や新聞に割引料金を請求することで、メディアの複数性と見解の多様性を維持し、促進することを目的としたサービスをポステ・イタリアーネに委託している（“State aid: Commission approves €171.7 million compensation to Poste Italiane for distributing newspapers at reduced tariffs,” 2019.7.22. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_19_4473>）。

⁽²¹⁷⁾ *ibid.*

⁽²¹⁸⁾ Decreto-legge 30 dicembre 2019, n.162. <<https://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2019-12-31&atto.codiceRedazionale=19G00171>> の第1条第9項。

⁽²¹⁹⁾ Poste Italiane, *op.cit.*⁽¹⁶⁾, p.587.

⁽²²⁰⁾ 立原・栗原 前掲注⁽¹⁰⁾, pp.98-99.

⁽²²¹⁾ イタリアの郵便事業者数は2022年で3,671社ある（AGCOM, “Relazione Annuale 2023,” p.117. <<https://www.agcom.it/documents/10179/31023367/Documento+generico+19-07-2023/bd485435-0467-4bf1-9a87-f074b4525ac7?version=1.0>>）。

⁽²²²⁾ Decreto 17 novembre 2000, Modalita' di funzionamento del fondo di compensazione degli oneri del servizio postale universale, Arts.1 and 3. <https://www.gazzettaufficiale.it/atto/serie_generale/caricaDettaglioAtto/originario?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2001-03-08&atto.codiceRedazionale=001A2224&elenco30giorni=false>; Decreto 2 agosto 2006, Fondo di compensazione degli oneri del servizio postale universale, Art.1 <https://www.gazzettaufficiale.it/atto/serie_generale/caricaDettaglioAtto/originario?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2006-08-23&atto.codiceRedazionale=06A07889&elenco30giorni=false>

⁽²²³⁾ Decreto 2 agosto 2006, *ibid.*

償金の交付が決定された時期もあったが、AGCOMによると、現在は基金は設立されていない⁽²²⁴⁾。

(iii) 税制優遇

「付加価値税について定めた大統領令 1972 年第 633 号」⁽²²⁵⁾において、ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税が免除されることが定められている（第 10 条第 1 文第 16 号）。

(5) 郵便局を拠点とした新しいサービス及び取組など

ポステ・イタリアーネは、小さな町や内陸部におけるデジタルデバイドを克服することを目的に「ポリスプロジェクト」を進めている。同プロジェクトは、①少なくとも 1 つの郵便局がある人口 1 万 5000 人未満の自治体に住む国民が行政サービスを簡単に利用できるように、2026 年までに 6,933 の郵便局のデジタル改修とアップグレードを実施する「ワンストップショップ」(Sportello Unico)、②イタリア国内に広く存在するコワーキングスペースと研修スペースの全国的なネットワークの構築を構想する「イタリアのためのスペース」の 2 つの柱から成る⁽²²⁶⁾。「ワンストップショップ」では、電子証明書やパスポート、健康保険証などの本人確認書類や、住民票などの身分証明書などを受け取ることができる⁽²²⁷⁾。

「ポリスプロジェクト」は、「2021 年 5 月 6 日付緊急法律命令第 59 号」⁽²²⁸⁾において承認され、2022 年から 2026 年にかけて 8 億ユーロ（約 1260 億円）が支援されることになっている（第 1 条第 13 項 f) 1)⁽²²⁹⁾。

II 国際比較に見る郵政事業の主要論点

1 郵便局ネットワークの在り方

長期的に見ると、英国及びドイツは郵便局数の大幅な減少を経験しており⁽²³⁰⁾、ここ 10 年では、米国及びイタリアにおいて郵便局は減少傾向にある。英国及びフランスは法令や政府との約束において郵便局数の基準が示され、ドイツは手紙輸送サービスの契約を締結し処理することができる拠点数の維持が義務付けられ、イタリアは合理化できる郵便局数の基準が規制当局

⁽²²⁴⁾ “Servizio universale.” AGCOM website <<https://www.agcom.it/servizio-universale-postale>> このほか、AGCOM の決定 (199/21/CONS) や、ポスト・イタリアーネが起こした訴訟においても（判決 11416/2022）、ユニバーサルサービス基金は設立していないものとされている（Poste Italiane, *op.cit.*(196), p.73.）。

⁽²²⁵⁾ Decreto del Presidente della Repubblica 26 ottobre 1972, n.633. <https://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto_dataPubblicazioneGazzetta=1972-11-11&atto.codiceRedazionale=072U0633>

⁽²²⁶⁾ Poste Italiane, *op.cit.*(196), p.63.

⁽²²⁷⁾ *ibid.*, p.64.

⁽²²⁸⁾ Decreto-legge 6 maggio 2021, n.59, Misure urgenti relative al Fondo complementare al Piano nazionale di ripresa e resilienza e altre misure urgenti per gli investimenti. <https://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto_dataPubblicazioneGazzetta=2021-05-07&atto.codiceRedazionale=21G00070>

⁽²²⁹⁾ 再興・回復のための国家計画（Piano Nazionale di Ripresa e Resilienza: PNRR）から提供される（Poste Italiane, *op.cit.*(196), p.63.）。2020 年 7 月に EU 加盟国間で合意に至った新型コロナウイルス感染症による危機に対応した復興基金「次世代の EU」で国別に配分される補助金と融資に基づき、イタリアとしての施策や執行方針を示し、2021 年 1 月に閣議決定したものである（山崎杏奈「EU 復興基金にかかる執行方針を発表、3000 億ユーロ超の投資計画」『ビジネス短信（ジェットロ）』2021.1.27. <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/0c132cfa0408ce4e.html>>）。

⁽²³⁰⁾ 英国は 1980 年代から 1990 年代にかけて、郵便局の数が減少した。2000 年代半ばになると、その減少幅は拡大した（1980 年：2 万 2639 局、1990 年：2 万 871 局、2000 年：1 万 8393 局、2010 年：1 万 1905 局。“Post office numbers, UK,” *op.cit.*(196)）。ドイツは、1990 年の東西ドイツ統一時は 2 万 9285 局あったが、1997 年までに 1 万 5331 局にまで減少した（中里 前掲注(174), p.68.）。

から示されている。英国及びドイツは直営局がほとんどなく、小売店などへの委託化が進んでいる。フランスは直営局の割合が40%程度であるが、近年減少傾向である。イタリアはほとんどが直営局である。英国、フランス及びイタリアは郵便局を活用した新しいサービスを行っている。特に、フランスとイタリアは過疎地で行政手続が1か所で行えるような拠点として郵便局を活用しようとしている。

「はじめに」で述べたように、わが国では2023（令和5）年5月の日本経済新聞によるインタビューで、増田寛也・日本郵政社長が約2万4000局ある郵便局に関し、2040年頃をめどに「整理が必要になる」、「地方だけでなく都心も整理しなければならない」と述べたと報じられた⁽²³¹⁾。識者からも、都市部を中心に郵便局ネットワークの効率化が必要という指摘や、2万4000局の維持は持続可能なビジネスモデルとは言えないとする指摘が少なくない⁽²³²⁾。諸外国を見ると、郵便局ネットワークは、①直営店を減らし、小売店などに事業委託してコストカットして合理化する方向性と、②直営店を地域の拠点として活用していく2つの方向性があると考えられる。英国とドイツは①を選択し、フランスは①と②を組み合わせており、イタリアは郵便局の削減を進めていないわけではないが②の方向性であると言える。わが国ではこれまで、郵便局の維持を重視しつつ②の方向性が維持されてきたと言える⁽²³³⁾。この場合、コストの問題に直面することにもなり⁽²³⁴⁾、郵便局ネットワークの在り方が問い直される余地があるとも言えよう。

2 国からの支援

英国においては郵便局ネットワークを維持するための補助金が国から支給されている。フランスにおいては法律で定められた①郵便のユニバーサルサービス提供、②地域発展への貢献、③新聞・雑誌等の地域への配布、④金融サービスへのアクセス確保の4つの公共サービスに関する責務について補助金が支給又は予算化されているほか、郵便局の配達員による高齢者訪問サービスに税額控除が適用されている。イタリアにおいては、ユニバーサルサービス義務を遂行できるようにするための補助金のほか、出版社割引料金のための補助金、新事業「ポリスプロジェクト」に対しても補助金が支給されている。欧州ではいずれの国においてもユニバーサルサービス対象の郵便サービスにおいて、付加価値税（消費税）が免除されている。国営の米国、物流事業が好調なドイツにおいては、国から補助金を受けていることは確認できなかった。

わが国の情報通信審議会は、銀行窓口・保険窓口の機能も含めた郵便局ネットワークの維持

⁽²³¹⁾ 「郵便局網「整理が必要」」前掲注(5)

⁽²³²⁾ 「親子スクール ニュース イチから 土曜に手紙が届かなくなる？」『日本経済新聞』2021.6.5, 夕刊。(井手秀樹・慶應義塾大学名誉教授のコメント); 町田徹「待ったなしのJP改革 もはや過去の遺産の食い潰しでは生き残れない(特集 これからの金融と地方創生)」『JP総研 research』53号, 2021.3, p.34; 「郵政民営化から15年(下)伸びぬ契約数「実績表」で圧力」『朝日新聞』2022.10.6。(松原聡・東洋大学教授のコメント) 元全国郵便局長会会長の柘植芳文参院議員も「都市部で密集する郵便局を合理化することも必要だ」と述べている(「かんぽ不正営業なぜ横行 民営化政治の検証必要 参院議員 柘植芳文さん」『朝日新聞』2019.11.5.)。

⁽²³³⁾ 例えば、増田寛也・日本郵政社長は、記者会見において、民営化から15年で2万4000局を維持できていることが非常に重要なところであるとし、自治体の業務の肩代わりをしていることについて述べている(「2022年9月30日 金曜日 日本郵政株式会社 社長会見の内容」日本郵政ウェブサイト <<https://www.japanpost.jp/publication/2022/20220930.html>>)。

⁽²³⁴⁾ ジャーナリストの町田徹氏は郵便局の統廃合によるコストカットは避けては通れないとしている(町田 前掲注⁽²³²⁾, p.34.)。

に係るコスト負担の在り方について検討し、平成 27（2015）年の答申⁽²³⁵⁾において、補助金の支給や税の減免などのある諸外国の事例も踏まえつつ、「銀行窓口・保険窓口の機能も含めた郵便局ネットワークの維持に係るコスト負担の在り方について、継続的に検討することが適当である」とされている。また、その際には「我が国の郵政事業においては金融のユニバーサルサービスの提供義務という諸外国には事例のない特殊性があることにも十分に留意することが必要である」とされている⁽²³⁶⁾。

わが国では、現状、国からの補助ではなく、郵便局ネットワーク維持のための費用に係る拠出金の負担を金融 2 社に義務付けることで、事実上、金融 2 社が日本郵便を補助し続ける形になっている（I 1（4）参照）。これについて、金融 2 社が完全民営化後も資本関係がない日本郵便への拠出金を義務付けられることになり、制度的な矛盾が生じるとの指摘もある⁽²³⁷⁾。

識者からは、「本来、国民にとって本当に必要なサービスであれば…（中略）…政府が補助金で行うべきである。しかし、日本では補助金は郵政民営化の流れに逆行するものであり、選択肢として適切ではない」⁽²³⁸⁾とする意見がある。また、米国において連邦政府が USPS に継続的な財政支援を行う場合の懸念として GAO が指摘した、①財源の確保、②毎年の予算プロセスに内在する不確実性にさらされること、③業務効率化へのインセンティブを減らす可能性があるなどの問題⁽²³⁹⁾は、普遍的な課題であると言えよう。

おわりに

本稿では、郵便局ネットワークの在り方や国からの支援を中心に、わが国及び諸外国の郵政事業を概観した。郵便局ネットワークについては、程度の違いこそあれ、各国とも直営局の削減と、委託の活用など、郵便局ネットワークの効率化に取り組んでいる。その中で、フランスやイタリアでは、地方において郵便局を行政手続の拠点とする試みを進めるなどしており、郵便局ネットワークの効率化と拠点としての郵便局の活用を平行して進めていると言える。欧州の例を見る限りでは、株式会社化が行われ民営化が進んでいても、EU の国家補助制度の枠内で、国が郵便局ネットワークのための補助金や、ユニバーサルサービスのための補助金を支給する例が見られる。

各国において郵政事業を取り巻く事情は様々であるが、今後郵便局ネットワークの効率化という課題に直面するわが国においても、諸外国の事例は参考となるであろう。

（すなだ あつこ）

⁽²³⁵⁾ 情報通信審議会「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方＜平成 25 年 10 月 1 日付諮問第 1218 号＞答申」2015.9.28. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000378427.pdf>

⁽²³⁶⁾ 同上, p.27.

⁽²³⁷⁾ 「郵便網維持費 法案を提出」前掲注⁽⁴³⁾

⁽²³⁸⁾ 井手秀樹「ユニバーサルサービス確保と競争政策のあり方」『三田商学研究』53(4), 2010.10, p.6. <https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234698-20101000-0001.pdf?file_id=52056>

⁽²³⁹⁾ GAO, *op.cit.*(71), pp.34-35.

別表 主要国の郵政事業体の現況

	日本	米国	英国 ^(注1)	フランス	ドイツ	イタリア
郵政事業体	日本郵政グループ (株式会社)	郵便事業庁 (連邦政府の独立機関)	IDS (株式会社) ポストオプティス (株式会社) 社で、郵便局事業を行う)	ラ・ポスト・グループ (株式会社)	DHL グループ (株式会社)	ポステ・イタリアーネ グループ (株式会社)
郵政事業体の株式	政府が日本郵政の株式を 33.3% 保有		IDSは完全民営化、ポスト オプティスは政府が100% 保有	政府が100% 保有	公的金融機関 KfW が 16.6% の株式を保有	政府と、政府が出資する 預託貸付公庫が約 64% の株式を保有
主な事業	郵便、貯金、保険	郵便	郵便、物流	郵便、金融	郵便、国際物流	郵便、金融
郵便局数	2万3604局 ※直営2万62局 ^(注4) (2023年10月末時点)	3万3493局 ※直営3万1118局 ^(注4) (2023年9月末時点)	1万1635局 ※直営117局 (2023年3月末時点)	1万7321局 ※直営7001局 (2022年末時点)	1万3000局 ※直営なし (2020年末時点)	1万2755局 ※ほとんどもが直営 (2022年末時点)
従業員数 ^(注2)	37万4244人 (2023年3月末時点)	64万92人 (2023年9月末時点)	15万2792人 (2023年3月末時点)	23万8033人 (2022年平均)	60万278人 (2022年末時点)	12万4939人 (2022年末時点)
収入 ^(注3)	約11兆1385億円 (2022年度)	約783億8300万ドル (約1兆520億円) (2023会計年度)	約120億4400万ポンド (約1兆9100億円) (2022会計年度)	約353億9200万ユーロ (約5兆1100億円) (2022会計年度)	約944億3600万ユーロ (約13兆6500億円) (2022会計年度)	約118億8900万ユーロ (約1兆7300億円) (2022会計年度)
配達頻度 (郵便)	週5日	週6日	週6日	週6日	週6日	週5日
ユニバーサル サービス	郵便、簡易な貯蓄等、 簡易な保険	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便
国からの補助	補助はない。	補助はない。	ポストオプティス社に対し 以下を支援。 ① ネットワーク維持のた めの補助金 ② ネットワーク転換計画 のための投資支援	4つの公共サービスに支 援。 ① 郵便のユニバーサル サービス提供 ② 地域発展への貢献 (郵便局の維持) ③ 報道資料等の配布 (割引料金に対する補助) ④ 金融サービスへのアク セス確保	補助はない。	①ユニバーサルサービス 義務遂行のための補助 金 ② 出版社料金補助金 (割引料金に対する補助)
税制優遇措置	グループ内取引の一部に 係る消費税の負担を軽減 する仕組み	優遇措置はない。	ユニバーサルサービス対 象の郵便サービスについ て付加価値税免除	・地方直接税の85%を 軽減 ・ユニバーサルサービス 対象の郵便サービスに ついて付加価値税免除	ユニバーサルサービス対 象の郵便サービスについ て付加価値税免除	ユニバーサルサービス対 象の郵便サービスについ て付加価値税免除

(注1) 英国は、①IDSは、インターナショナル・デジタル・コミュニケーションズ・サービス、②従業員数及び収入は、それぞれIDSの計数である。

(注2) フランスはFTE (Full-Time Equivalent. フルタイム換算)。その他の国は人数。

(注3) 日本は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等、米国は米国会計基準、英国、フランス、ドイツ及びイタリアは国際財務報告基準に準拠。為替の換算は、報告省レポート(各国の会計年度の最終月のレート)に基づく。

(注4) 直営の施設。直営局(Post Offices)と支局・支店・運送別館(Stations, branches, and carrier annexes)の合計。

(出典) USPS, "Fiscal Year 2022 Annual Report to Congress." <https://about.usps.com/what/financials/annual-reports/fy2022.pdf> など、各国郵政事業体の年報などを基に筆者作成。